

平成23年第5回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年3月29日 (木)
午後1時30分
場 所 北栄町役場大栄庁舎
2階 第2・3会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 議 案

議案第~~10~~¹¹号 北栄町生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第~~11~~¹²号 北栄町生徒派遣費補助金交付内規の一部を改正する内規の制定について

議案第~~12~~¹³号 北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第~~13~~¹⁴号 北栄町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第~~14~~¹⁵号 町の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の制定について

議案第~~15~~¹⁶号 障害表記の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

議案第~~16~~¹⁷号 障害表記の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について

議案第~~17~~¹⁸号 北栄町小中学校P T A活動費補助金交付要綱の制定について

議案第~~18~~¹⁹号 北栄町婦人会活動費補助金交付要綱の制定について

議案第~~19~~²⁰号 北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第~~20~~²¹号 北栄町B & G海洋センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第~~21~~²²号 北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱の制定について

議案第~~22~~²³号 北栄町文化団体連絡協議会補助金交付要綱の制定について

- ~~議案第24号~~ 議案第23号 北栄町由良川イカダレース大会実行委員会補助金交付要綱の制定について
~~議案第25号~~ 議案第24号 北栄町北条民芸実習館管理運営規則の制定について
~~議案第26号~~ 議案第25号 北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱の制定について
~~議案第27号~~ 議案第26号 北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱の制定について
~~議案第28号~~ 議案第27号 部落解放同盟北栄町協議会活動費補助金交付要綱の制定について
~~議案第29号~~ 議案第28号 幼稚園医・小・中学校医の委嘱について
~~議案第30号~~ 議案第29号 学校評議員の委嘱について
議案第30号 北栄町体育指導委員の委嘱について

5 報 告

- (1) 平成23年3月第3回北栄町議会定例会一般質問等について ····· 資料1
- (2) 平成22年度教育委員会の事務に関する点検評価報告について ····· 資料2
- (3) 第2回「北栄町子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」について ·資料3
- (4) 平成23年度教育委員会事務局臨時職員の配置について ····· 資料4

6 その他の事項

- ・次回教育委員会 定例会 4月26日(火) 午後1時30分から

7 閉 会

議案第10号

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱（平成 20 年北栄町教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助金の目的) 第 2 条 この補助金は、文部科学省、教育委員会並びに中学校体育連盟、中学校文化連盟及び吹奏楽連盟が主催又は共催する全国大会及び中国大会、 <u>又は、教育長が特に必要と認める大会</u> （以下「大会」という。）に出場する者に対し、参加に要する経費の <u>全部又は一部</u> を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって、 <u>学校教育における体育・文化活動の振興を図ること</u> を目的とする。	(補助金の目的) 第 2 条 この補助金は、文部科学省、教育委員会並びに中学校体育連盟、中学校文化連盟及び吹奏楽連盟が主催又は共催する全国大会及び中国大会（以下「大会」という。）に出場する者に対し、参加に要する経費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって体育・文化活動の振興を図ることを目的とする。
2 略	2 前項による大会に限らず、 <u>教育長が特に認める場合はこの限りではない。</u>
(補助金の対象) 第 3 条 対象となる大会は、県予選その他県規模の選考会を経て参加するものとする。	(補助金の対象) 第 3 条 対象となる大会は、県予選その他県規模の選考会を経て参加するものとする。 <u>ただし、県内で開催される大会（全国大会・中国大会）については、旅費と参加費を助成する。</u>
3 対象となる経費は、大会の出場に要する旅費、宿泊費及び参加費とする。ただし、県内で開催される大会に係る宿泊費については、 <u>教育長が大会の開催要項等により補助の対象とするか否かを決定する。</u>	2 略
(補助金の額) 第 5 条 補助金の額は、第 3 条第 3 項に規定する補助対象経費に補助率を乗じて得	(補助金の額) 第 5 条 補助対象経費は、旅費、宿泊費及び参加費の合計とする。ただし、主催団体等

た額とする。ただし、主催団体等からの助成がある場合は、補助対象経費から当該助成額を控除するものとする。

からの助成がある場合は、補助対象経費から当該助成額を控除したものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

議案第11号

北栄町生徒派遣費補助金交付内規の一部を改正する内規の制定について

北栄町生徒派遣費補助金交付内規の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町生徒派遣費補助金交付内規の一部を改正する内規

北栄町生徒派遣費補助金交付内規の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助経費)</p> <p>第2条 生徒派遣費の補助対象は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅費</p> <p>原則、大会会場の最寄り駅までの、通常に考えられる最も経済的な交通手段・経路を使用しなければならない。ただし、教育委員会が例外的に認めるものについてはこの限りではない。</p> <p>(2) 宿泊費</p> <p>ア <u>原則、大会主催者が定める宿泊に関する規定（以下「宿泊要項」という。）により実際に要した宿泊料金とする。ただし、準用する北栄町職員等の旅費に関する条例（平成17年北栄町条例第46号）に規定する宿泊料の額（以下「条例宿泊料」という。）を上限とする。</u></p> <p>イ <u>宿泊がやむを得ない理由等により宿泊要項によらない場合は、実際に要した宿泊料金又は条例宿泊料の額のいずれか低い額とする。</u></p> <p>(3) 参加費</p> <p>略</p> <p>(4) 補助率</p> <p><u>北栄町生徒派遣費補助金交付要綱（平成20年北栄町教育委員会訓令第6号以下「要綱」という。）第5条に規定する補助率は、補助対象経費の10分の10とする。</u> ただし、要綱第2条に規定する教育長が特に必要と認める大会に参加したときの</p>	<p>(補助経費)</p> <p>第2条 生徒派遣費の補助対象は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅費</p> <p>原則として、大会会場の最寄り駅までの、通常に考えられる最も経済的な交通手段・経路を使用しなければならない。ただし、教育委員会が例外的に認めるものについてはこの限りではない。</p> <p>(2) 宿泊費</p> <p><u>宿泊の形態は問わず、1人1泊7,000円を上限として宿泊費を補助するものとする。</u></p> <p>(3) 大会参加費</p> <p>略</p> <p>(4) <u>北栄町生徒派遣費補助金交付要綱に定められた大会以外に出場し、補助金交付が適当であると教育長が認めたものについては、補助経費は同様とし、補助率は上記の3分の1とする。</u></p>

補助率は、補助対象経費の3分の1とし、
1円未満の端数は切り捨てるものとす
る。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

議案第12号

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱（平成 18 年北栄町教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の算定基準)</p> <p>第 5 条 派遣費の補助対象とする旅費の計算は、北栄町職員等の旅費に関する条例（平成 17 年北栄町条例第 46 号。以下「旅費条例」という。）の規定を準用する。ただし、宿泊費については、原則、大会主催者が定める宿泊に関する規定（以下「宿泊要項」という。）により実際に要した宿泊料金とし、準用する旅費条例に規定する宿泊料の額（以下「条例宿泊料」という。）を上限とする。宿泊がやむを得ない理由等により宿泊要項によらない場合は、実際に要した宿泊料金又は条例宿泊料の額のいずれか低い額とする。</p>	<p>(旅費の算定基準)</p> <p>第 5 条 派遣費の補助対象とする旅費の計算は、北栄町職員等の旅費に関する条例（平成 17 年北栄町条例第 46 号）の規定を準用する。ただし、宿泊費については、一泊 7,000 円を上限とする。</p>

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第13号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

北栄町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に関する規則の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の一部を改正する規則

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則（平成18年北栄町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就学援助の種類等)</p> <p>第3条 この規則に基づく就学援助費の種類等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 医療費 要保護及び準要保護の者が、<u>学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)</u>第8条に定める疾病及び歯周疾患にかかり、当該児童又は生徒の保護者がその疾病的治療のための医療に要する経費。この医療費の支給に関しては、教育委員会が別に定めるところによる。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) <u>児童生徒会費 準要保護の者が、児童生徒会費（学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費</u></p> <p>(10) <u>クラブ活動費 クラブ活動（課外の部活動を含む。）に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費</u></p> <p>(就学援助費の支給額)</p> <p>第4条 就学援助費の支給額は、次の各号に掲げる額の5割以上10割以下をもって、毎年度当該予算の範囲内において、教育長が定める額とする。</p> <p>(1) 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費 校外活動費、通学費、児童生</p>	<p>(就学援助の種類等)</p> <p>第3条 この規則に基づく就学援助費の種類等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 医療費 要保護及び準要保護の者が、<u>学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)</u>第7条に定める疾病及び歯周疾患にかかり、当該児童又は生徒の保護者がその疾病的治療のための医療に要する経費。この医療費の支給に関しては、教育委員会が別に定めるところによる。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) <u>児童生徒会費 準要保護の者が、児童生徒会費（学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費</u></p> <p>(10) <u>クラブ活動費 クラブ活動（課外の部活動を含む。）に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費</u></p> <p>(就学援助費の支給額)</p> <p>第4条 就学援助費の支給額は、次の各号に掲げる額の5割以上10割以下をもって、毎年度当該予算の範囲内において、教育長が定める額とする。</p> <p>(1) 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費 校外活動費、通学費の一人当</p>

<p><u>従会費、クラブ活動費</u>の一人当たりの額は、 毎年度教育長が定める額</p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>第 13 条 準要保護の者に認定すべき者の基準 は、当該児童又は生徒の保護者が次の各号の いずれかの措置を当該年度又は前年度におい て受けた者であることを要件とする。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる基準に該当する者の他、 次のいずれか一つに該当する者を認定の対象 とする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) <u>学校納付金の納付が困難な者、被服、学用 品、通学用品等に不自由している者又は生活状 態が極めて悪いと認められる者</u></p> <p>(5) <u>経済的な理由による欠席日数が多い児童等 の保護者</u></p> <p>(6) <u>やむを得ない理由により所得が著しく減少 した者又は家族の病気等により支出が著しく 増大した者で、教育委員会が援助する必要があ ると認めるもの</u></p>	<p>たりの額は、毎年度教育長が定める額</p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>第 13 条 準要保護の者に認定すべき者の基準 は、当該児童又は生徒の保護者が次の各号の いずれかの措置を当該年度又は前年度におい て受けた者であることを要件とする。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる基準に該当する者の他、 次のいずれか一つに該当する者を認定の対象 とする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第14号

町の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行

に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

町の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 1 号

町の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係
教育委員会規則の整備に関する規則

(北栄町中央公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 北栄町中央公民館条例施行規則(平成17年北栄町教育委員会規則第18号)の一部
を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第1号（第7条関係）	様式第1号（第7条関係）
北栄町中央公民館 利用許可申請書 北栄町中央公民館大栄分館 略	北栄町中央公民館 利用許可申請書 北栄町中央公民館大栄分館 略
<p><u>上記のとおり、中央公民館（大栄分館）</u> <u>を利用したいので、申し込みます。</u></p> <p><u>申込みに当たっては、北栄町中央公民館</u> <u>条例（以下「条例」という。）及び北栄町中</u> <u>央公民館条例施行規則の規定を遵守し、か</u> <u>つ、条例第4条第2項各号に該当する利用</u> <u>でないことを誓約します。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>施設管理者 様</p> <p>略</p>	<p>年 月 日</p> <p>施設管理者 様</p> <p>略</p>
<p>（団体の場合は団体名と代表者名）</p> <p>利用申込者</p> <p><u>（注）条例第4条第2項第4号の該当の</u> <u>有無について必要に応じ倉吉警察署に</u> <u>照会することがある。</u></p>	<p>（団体の場合は団体名と代表者名）</p> <p>利用申込者</p>

(北栄町社会体育施設管理運営規則の一部改正)

第2条 北栄町社会体育施設管理運営規則(平成17年北栄町教育委員会規則第25号)の一部
を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>社会体育施設等利用許可申請書</p> <p>次のとおり施設等を利用したいので申請します。</p> <p><u>申込みに当たっては、北栄町社会体育施設管理運営規則第5条の規定を遵守し、かつ、北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条各号に該当する利用でないと誓約します。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>施設管理者 様</p> <p>申請者 住 所 団体名 氏 名 ㊞ (電話)</p> <p>略</p> <p>注 条例第5条第3号の該当の有無について必要に応じ倉吉警察署に照会することがある。</p>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>社会体育施設等利用許可申請書</p> <p>次のとおり施設等を利用したいので申請します。</p> <p>申込みに当たっては、北栄町社会体育施設管理運営規則第5条の規定を遵守し、かつ、北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条各号に該当する利用でないと誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>施設管理者 様</p> <p>申請者 住 所 団体名 氏 名 ㊞ (電話)</p> <p>略</p>

（北栄町B&G海洋センター管理運営規則の一部改正）

第3条 北栄町B&G海洋センター管理運営規則（平成17年北栄町教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>海洋センター施設個人利用許可申込書</p> <p>様</p> <p>次のとおりセンターを利用したいので申請します。</p>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>海洋センター施設個人利用許可申込書</p> <p>様</p> <p>次のとおりセンターを利用したいので申請します。</p>

申込みに当たっては、北栄町B & G海洋センター管理運営規則第5条の規定を遵守し、かつ、北栄町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第6条各号に該当する利用でないことを誓約します。

年　月　日

略

注　条例第6条第3号の該当の有無について必要に応じ倉吉警察署に照会することがある。

様式第2号（第3条）

海洋センタープール個人利用許可申込書

様

次のとおりセンター（プール）を利用したいので申請します。

申込みに当たっては、北栄町B & G海洋センター管理運営規則第5条の規定を遵守し、かつ、北栄町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第6条各号に該当する利用でないことを誓約します。

年　月　日

略

注　条例第6条第3号の該当の有無について必要に応じ倉吉警察署に照会することがある。

年　月　日

略

様式第2号（第3条）

海洋センタープール個人利用許可申込書

様

次のとおりセンター（プール）を利用したいので申請します。

年　月　日

略

（北栄町北条歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正）

第4条 北栄町北条歴史民俗資料館管理運営規則（平成17年北栄町教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

様式第2号（第8条関係）

利用許可申請書

北栄町北条歴史民俗資料館長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊞
電話番号

次のとおり、北栄町北条歴史民俗資料館を利用したいので、許可してくださるよう申請します。

申込みに当たっては、北栄町北条歴史民俗資料館管理運営規則第9条の規定を遵守し、かつ、北栄町北条歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第6条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。

記

略

注 条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ倉吉警察署に照会することがある。

利用許可証

上記のとおり許可します。

年 月 日

北栄町北条歴史民俗資料館長 団

様式第2号（第8条関係）

利用許可申請書

北栄町北条歴史民俗資料館長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊞
電話番号

次のとおり、北栄町北条歴史民俗資料館を利用したいので、許可してくださるよう申請します。

記

略

利用許可証

上記のとおり許可します。

年 月 日

北栄町北条歴史民俗資料館長 団

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

議案第15号

障害表記の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

障害表記の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 1 号

障害表記の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>障がい</u>程度の変更による障害補償の変更)</p> <p>第8条 教育委員会は、条例第3条において例によることとされる政令第5条第6項に規定する場合には、新たに行うべき障害補償に関する決定を行い、速やかに当該障害補償を受けるべき者に書面でその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(<u>障害</u>程度の変更による障害補償の変更)</p> <p>第8条 教育委員会は、条例第3条において例によることとされる政令第5条第6項に規定する場合には、新たに行うべき障害補償に関する決定を行い、速やかに当該障害補償を受けるべき者に書面でその旨を通知しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(定期報告)</p> <p>第18条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間にその<u>障がい</u>の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族（条例第3条において例によることとされる政令附則第2条の4第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の現状に関する<u>障がい（遺族）現状報告書</u>（様式第19号及び様式第20号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。</p>	<p>2 略</p> <p>(定期報告)</p> <p>第18条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間にその<u>障害</u>の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族（条例第3条において例によることとされる政令附則第2条の4第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の現状に関する<u>障害（遺族）現状報告書</u>（様式第19号及び様式第20号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。</p>
<p>(届出)</p> <p>第19条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を教育委</p>	<p>(届出)</p> <p>第19条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を教育委</p>

<p>員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害補償年金を受ける者にあっては、その<u>障がい</u>の程度に変更があったとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害補償年金を受ける者にあっては、その<u>障害</u>の程度に変更があったとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	--

第2条 北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第5号中「障害状況」を「障がい状況」に、「障害があるもの」を「障がいがあるもの」に、「障害が外部から」を「障がいが外部から」に改める。

様式第6号中「障害状況」を「障がい状況」に、「障害があるもの」を「障がいがあるもの」に、「障害が外部から」を「障がいが外部から」に改める。

様式第7号中「障害を有する」を「障がいを有する」に改める。

様式第8号中「障害の状態」を「障がいの状態」に改める。

様式第12号中「障害の程度」を「障がいの程度」に、「障害の部位」を「障がいの部位」に改める。

様式第15号中「障害の現状」を「障がいの現状」に、「障害の等級」を「障がいの等級」に、「障害の状態」を「障がいの状態」に改める。

様式第17号中「障害の概要」を「障がいの概要」に改める。

様式第19号中「学校医等公務災害補償障害現状報告書」を「学校医等公務災害補償障がい現状報告書」に、「障害の現状」を「障がいの現状」に、「障害の状況」を「障がいの状況」に、「障害の種類」を「障がいの種類」に改める。

様式第20号中「障害の有無」を「障がいの有無」に、「障害の状態」を「障がいの状態」に改める。

(北栄町招致外国青年就業規則の一部改正)

第3条 北栄町招致外国青年就業規則(平成17年教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(解雇)</p> <p>第6条 町は、外国青年に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国青年を解雇することができる。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>	<p>(解雇)</p> <p>第6条 町は、外国青年に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国青年を解雇することができる。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>

<p>(3) 身体又は精神の<u>障がい</u>により職務に堪えられないと認められる場合 (4) ~ (6) 略 2及び3 略</p> <p>(勤務禁止)</p> <p>第18条 外国青年が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、町は、当該外国青年を勤務させないものとする。</p> <p>(1) 略 (2) <u>精神障がい</u>のために、現に自身を傷付け、又は他人に害を及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 及び (4) 略 2 略</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第29条 外国青年は、公務上の災害（負傷、疾病、<u>障がい</u>等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は北栄町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年北栄町条例第35号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。</p>	<p>(3) 身体又は精神の<u>障害</u>により職務に堪えられないと認められる場合 (4) ~ (6) 略 2及び3 略</p> <p>(勤務禁止)</p> <p>第18条 外国青年が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、町は、当該外国青年を勤務させないものとする。</p> <p>(1) 略 (2) <u>精神障害</u>のために、現に自身を傷付け、又は他人に害を及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 及び (4) 略 2 略</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第29条 外国青年は、公務上の災害（負傷、疾病、<u>障害</u>等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は北栄町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年北栄町条例第35号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。</p>
--	---

（北栄町図書館管理運営規則の一部改正）

第4条 北栄町図書館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第6条 図書館に図書係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ~ (11) 略 (12) <u>障がい者</u>のためのサービスに関すること。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第6条 図書館に図書係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ~ (11) 略 (12) <u>障害者</u>のためのサービスに関すること。</p>

(13) ~ (20) 略

(13) ~ (20) 略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

議案第16号

障害表記の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について

障害表記の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 1 号

障害表記の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

(北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部改正)

第1条 北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程（平成 17 年教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「精神上の障害」を「精神上の障がい」に改める。

(北栄町同和対策進学奨励金交付要綱の一部改正)

第2条 北栄町同和対策進学奨励金交付要綱（平成 17 年教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「障害者のいる世帯」を「障がい者のいる世帯」に改める。

(北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱の一部改正)

第3条 北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱（平成 21 年教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 連絡会は、北栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めにより、心身に<u>障がい</u>のある児童及び生徒の<u>障がい</u>の類型及び程度に応じた望ましい教育措置について審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 連絡会は、北栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めにより、心身に<u>障害</u>のある児童及び生徒の<u>障害</u>の類型及び程度に応じた望ましい教育措置について審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第17号

北栄町小中学校P T A活動費補助金交付要綱の制定について

北栄町小中学校P T A活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町小中学校 P T A活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成17年10月北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町小中学校P T A活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町小中学校P T A活動に要する経費の一部を助成することにより、P T A相互の連携を図り、教育の振興、会員の研修に努め、児童生徒の健全な育成に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、北栄町小中学校P T Aとする。

(補助対象事業内容及び補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる事業内容は、補助対象者が実施する事業であつて次の各号に掲げるものとし、補助の対象となる経費は、講師等謝礼とする。

- (1) 講演会
- (2) 研修会
- (3) 交流会
- (4) 体育・リクリエーション活動
- (5) その他町長が、特に必要と認める活動

(補助金額)

第5条 本補助金の額は、一団体あたり20,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 本補助金の交付申請は、様式第1号による申請書により、事業開始の30日前までに行なわなければならない。

2 前項の申請書には、様式第2号及び様式第3号を添付するものとする。

(補助金交付の決定)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第18条の規定による報告は、様式第5号による報告書により、次に掲げる日までに行なわなければならない。ただし、総会資料については、総会終了後すみやかに提出するものとする。

(1) 補助事業等が完了した場合にあっては、補助対象事業の完了の日から60日を経過

する日

(2) 補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合にあっては、補助対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 前項の報告書には、様式第2号及び様式第3号を添付するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

北栄町長

様

(申請者)

住 所 北栄町

団体名 学校PTA

役職・氏名 会長

印

年度北栄町小中学校PTA活動費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、北栄町小中学校PTA活動費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	北栄町小中学校PTA活動費補助金
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他（総会資料）

様式第2号（第6条、第8条関係）

年度北栄町小中学校PTA活動補助金事業計画（報告）書

1 PTAの名称	学校PTA				
2 補助対象事業名					
3 実施期日	平成 年 月 日 ()				
4 実施時間	午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分				
5 参加人数	・児童生徒 人 ・保護者 人 ・教職員 人 ・その他 人 計 人				
6 講師、助言者、指導者等	(所属等) (職・氏名)				
7 謝礼金額	円				
8 事業内容等					
9 事業効果					

様式第3号（第6条、第8条関係）

年度北栄町小中学校P T A活動補助金事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位 円)

区分	予算（決算）額	摘要
市町村補助金		
計		

2 支出

(単位 円)

区分	予算（決算）額	摘要
計		

様式第4号（第7条関係）

受生第 号
年 月 日

様

北栄町長

年度北栄町小中学校PTA活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった北栄町小中学校PTA活動費補助金（以下「補助金」という。）については、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

北栄町長

様

(提出者)

住 所 北栄町

団体名 学校PTA

役職・氏名 会長

印

年度北栄町小中学校PTA活動費補助金実績報告書

年　月　日付受生第　　号による交付決定に係る事業の実績について、北栄町小中学校PTA活動費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	北栄町小中学校PTA活動費補助金
交付決定	円
実績	円
差引	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他（謝金等領収書の写し、総会資料）

議案第18号

北栄町婦人会活動費補助金交付要綱の制定について

北栄町婦人会活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町婦人会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町婦人会活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町婦人会活動に要する経費の一部を助成することにより、会員相互の連携と親睦を図り知識と教養を深め、地域社会の福祉の増進、女性の自立と社会参加の促進を図り、男女共同参画社会の形成に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、北栄町婦人会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業内容は、第2条の目的を達成するために補助対象者が実施する事業とする。

(補助金額)

第5条 本補助金の額は、予算の定める範囲内で、前条の対象事業の活動経費の2分の1以内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 本補助金の交付申請は、様式第1号による申請書によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 規約
- (4) 役員名簿、会員人数がわかる資料
- (5) 総会資料

(補助金交付の決定)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第18条の規定による報告は、様式第5号による報告書により、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業等が完了した場合にあっては、補助対象事業の完了の日から60日を経過する日
 - (2) 補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合にあっては、補助対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
 - (2) 収支決算書（様式第3号）
 - (3) 総会資料
 - (4) その他、必要な資料
- （雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

北栄町長　　様

(申請者)

住 所 北栄町

団体名 北栄町婦人会

役職・氏名 会長

印

年度北栄町婦人会活動費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、北栄町婦人会活動費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	北栄町婦人会活動費補助金
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約 4 役員名簿、会員人数がわかる資料 5 総会資料

(備考) 添付資料「5 総会資料」に明確な記述がある場合は、(1)～(4)を適宜省略することができる。

様式第2号（第6条、第8条関係）

年度北栄町婦人会活動補助金事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業効果

3 年間事業計画（報告）

開催時期	事業内容

様式第3号（第6条、第8条関係）

年度北栄町婦人会活動補助金事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位 円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減(△)	摘要
市町村補助金				
計				

2 支出

(単位 円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減(△)	摘要
計				

様式第4号（第7条関係）

受生第 号
年 月 日

様

北栄町長

年度北栄町婦人会活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった北栄町婦人会活動費補助金（以下「補助金」という。）については、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額等

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

2 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

北栄町長

様

(提出者)

住 所 北栄町

団体名 北栄町婦人会

役職・氏名 会長

印

年度北栄町婦人会活動費補助金実績報告書

年　月　日付受生第　　号による交付決定に係る事業の実績について、北栄町婦人会活動費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	北栄町婦人会活動費補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 総会資料 4 その他、必要な資料	

(備考) 添付書類「3 総会資料」に明確な記述がある場合は、(1)、(2)及び(4)を適宜省略することができる。

議案第19号

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町社会体育施設管理運営規則（平成17年北栄町教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(利用時間)		(利用時間)	
第2条 略		第2条 略	
2 略		2 略	
名称	利用時間	名称	利用時間
略	略	略	略
北栄町北条多目的 広場	6時00分～22時00分	北栄町北条多目的 広場	6時00分～22時00分
北栄町大栄テニス コート	6時00分～22時00分	北栄町北条テニス コート	6時00分～22時00分
北栄町大栄テニス コート	6時00分～22時00分	北栄町大栄テニス コート	6時00分～22時00分

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

北栄町B & G海洋センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町B & G海洋センター管理運営規則の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町B & G海洋センター管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町B & G海洋センター管理運営規則（平成 17 年北栄町教育委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(運営委員会) 第 6 条 条例第 4 条の規定による海洋センター運営委員会は、財団法人北栄スポーツクラブ理事をもって組織する。	(運営委員会) 第 6 条 条例第 4 条の規定による海洋センター運営委員会は、財団法人北条スポーツクラブ理事をもって組織する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱の制定について

北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 23 年 3 月 29 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会告示第 号

北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 北栄町文化教室等成果還元活動費補助金（以下「本補助金」という。）について、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 本補助金の交付対象となる者は、北栄町内で活動する文化教室等の団体（以下「文化教室等」という。）とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業は、文化教室等が各教室で身につけた学習知識や技術を、講座及び展示・発表等の方法により地域住民に提供する活動とする。ただし、町外での展示及び営利目的の活動は除く。

(補助金の交付)

第4条 本補助金の交付額は、予算の範囲内において交付する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

議案第22号

北栄町文化団体連絡協議会補助金交付要綱の制定について

北栄町文化団体連絡協議会補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会告示第 号

北栄町文化団体連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 北栄町文化団体連絡協議会補助金（以下「本補助金」という。）について、
北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号）に定めるもののほか、こ
の要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町文化団体連絡協議会が実施する様々な文化芸術活動に対
する事業を支援することにより、地域文化の振興と町民の生涯学習の活性化を図る
ことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 本補助金の交付額は、前条の事業に対し、予算の範囲内において交付する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

議案第23号

北栄町由良川イカダレース大会実行委員会補助金交付要綱の制定について

北栄町由良川イカダレース大会実行委員会補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町由良川イカダレース大会実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 北栄町由良川イカダレース大会実行委員会補助金(以下「本補助金」という。)について、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号)に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町由良川イカダレース大会実行委員会が実施する事業を支援することにより、河川の素晴らしさを次世代に残す取組みを推進し、地域活動の活性化と連帯感の醸成を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 本補助金の交付額は、前条の事業に要する次に掲げる経費の総額以下とし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 委託料
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他町長が特に必要と認める経費

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 24 号

北栄町北条民芸実習館管理運営規則の制定について

北栄町北条民芸実習館管理運営規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 23 年 3 月 29 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町北条民芸実習館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例（平成17年北栄町条例第83号）第8条の規定に基づき、北栄町北条民芸実習館（以下「実習館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 実習館の利用日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

- (1) 利用日 1月4日から12月28日まで
- (2) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(施設の利用)

第3条 実習館の施設を利用する者は、あらかじめ教育委員会に利用許可申請書（別記様式）を提出し、許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第4条 実習館の利用者は、実習館内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 秩序を乱し、又は風俗を害する行為
- (2) 施設、備品、資料等を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が不適当と認める行為

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、実習館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

北条民芸実習館利用許可申請書

年　月　日

北栄町教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

団体名

次のとおり北条民芸実習館を利用したいので、許可くださるよう申請します。

申込みに当たっては、北栄町北条民芸実習館管理運営規則第4条の規定を遵守し、かつ、北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。

施 設 名						
利 用 日 時	年	月	日	時	分から	
	年	月	日	時	分まで	
利 用 目 的						
利 用 者 及 び 人 員						
※ 使 用 料						
備 考						

注

- ※欄は、記入しないこと。
- 条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

議案第25号

北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱の制定について

北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金交付規則（平成17年北栄町規定第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町人権同和教育推進協議会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町において、同和問題をはじめすべての人権問題の解決を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において本補助金を交付する。

2 対象事業は以下のとおりとする。

- (1) 関係機関・団体の連絡調整に関すること。
- (2) 講演会・研修会に関すること。
- (3) 人権・同和教育に関する調査・研究に関すること。
- (4) 各種団体および関係機関の人権・同和教育活動に関すること。
- (5) その他協議会の目標達成に必要な事項

(交付決定の時期等)

第4条 本補助金の決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期)

第5条 規則第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(提出書類の部数等)

第6条 町長に提出する書類は1部とし、教育委員会事務局を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この訓令又は規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

議案第26号

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱の制定について

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金交付規則（平成17年北栄町規定第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町部落解放文化祭活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町において、日常の学習や交流活動の成果を発表することにより、人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて開催することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において本補助金を交付する。

2 補助対象経費は以下のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料

(交付決定の時期等)

第4条 本補助金の決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期)

第5条 規則第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(提出書類の部数等)

第6条 町長に提出する書類は1部とし、教育委員会事務局を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この訓令又は規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

議案第27号

部落解放同盟北栄町協議会活動費補助金交付要綱の制定について

部落解放同盟北栄町協議会活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

部落解放同盟北栄町協議会活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、部落解放同盟北栄町協議会活動事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、部落解放同盟北栄町協議会が同和問題解決のために行う学習・研修・啓発・団体活動に対し、その円滑な実施を促進し、同和問題の早期解決を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象となる費目、内容及び額は別表のとおりとする。

(交付決定の時期等)

第4条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第11条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える減を伴う変更

(実績報告の時期等)

第6条 規則第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第18条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(提出書類の部数等)

第7条 町長に提出する書類は1部とし、教育委員会事務局を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この訓令又は規則に定めるものほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業区分	補助対象		
	内 容	経費区分	額
部落解放同盟等が主催する同和問題解決に向けた各種大会等に参加する事業	同和問題の解決に向けた全国及び県内で開催される大会・集会・学習会等に参加するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅 費 ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 	予算の範囲内
地区内の活動団体に補助する事業	地区内の保幼小中高校・女性・老人等の年間活動を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金補助及び交付金（地区内の活動団体に限る。） 	

議案第28号

幼稚園医及び小・中学校医の委嘱について

次の者を幼稚園医及び小・中学校医に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

平成23年度幼稚園園医及び小・中学校医

北条幼稚園

園 医	高見 博	高見医院
歯 科 医	諏訪部弘一郎	諏訪部歯科診療所
眼 科 医	森廣 敬一	森廣眼科医院
耳鼻科医	橋本 好充	厚生病院
薬 剤 師	田中 一臣(新)	田中薬局

北条小学校

校 医	高見 博	高見医院
歯 科 医	諏訪部弘一郎	諏訪部歯科診療所
眼 科 医	森廣 敬一	森廣眼科医院
耳鼻科医	橋本 好充	厚生病院
薬 剤 師	田中 一臣(新)	田中薬局

北条中学校

校 医	高見 博	高見医院
歯 科 医	諏訪部弘一郎	諏訪部歯科診療所
眼 科 医	森廣 敬一	森廣眼科医院
耳鼻科医	橋本 好充	厚生病院
薬 剤 師	御船ゆみこ	清水病院

大栄小学校

校 医	大石 一康	大石医院
歯 科 医	仲 秀典	仲歯科医院
眼 科 医	武信 順子	武信眼科医院
耳鼻科医	石津 吉彦	石津クリニック
薬 剤 師	加川 教史	ひまわり薬局

大栄中学校

校 医	天野 道麿	天野医院
歯 科 医	橋本衆二郎	橋本歯科医院
眼 科 医	武信 順子	武信眼科医院
耳鼻科医	石津 吉彦	石津クリニック
薬 剤 師	牧田眞知子	太陽堂薬局

任期 平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで

議案第29号

学校評議員の委嘱について

次の者を学校評議員に委嘱したいので、北栄町立小学校及び中学校管理規則第36条の規定により委員会の同意を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

平成 23 年度学校評議員

(平成 23 年 3 月 29 日現在)

北条小学校			
評議員名	住 所	年齢	備 考
岩間 宗徳	[REDACTED]	[REDACTED]	元小学校 P T A 会長
横濱恵美子	[REDACTED]	[REDACTED]	元小学校教頭
三村 章雄	[REDACTED]	[REDACTED]	元小学校 P T A 会長
米田 東恵	[REDACTED]	[REDACTED]	元保育所所長

任 期 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

議案第30号

北栄町体育指導委員の委嘱について

次の者を北栄町体育指導委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町体育指導委員

平成23年4月1日現在

任期 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

番号	氏名	性別	年齢	備考
1	坂本 憲昭			
2	長見 肇			
3	宇田川 誠章			
4	山根 由美子			
5	宮本 文江			
6	中田 光夫			
7	山松 勉			
8	井上 裕子			
9	岩垣 伸			
10	米本 久美子			
11	玉木 正江			
12	川本 晴江			
13	小椋 一四			
14	杉川 武士			
15	齋尾 智恵里			
16	山脇 篤志			
17	工野 裕一			
18	井勢 建二			
19	阪本 知則			
20	錦織 志穂			
21	平信 誠史			
22	南場 靖吾			
23	藤田 博美			
24	大西 慶祐			
25	妻由 愛			

25名

(追加議案) 平成23年第5回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年3月29日(木)
午後1時30分
場 所 北栄町役場大栄庁舎
2階 第2・3会議室

1 追加議案

議案第32号 給食費1食単価について

議案第32号

給食費1食単価について

給食費1食単価（保護者負担額）を決定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年3月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

小学校	270円
中学校	320円
幼稚園	5,450円（月額）

平成23年第3回北栄町議会定例会

一般質問 質問事項一覧

質問者	質問事項	質問の相手
1 13番 石丸美嗣議員	(1)補助金の使途と責任について ・返還を求めた補助金の収支報告 ・平成21年度部落解放文化祭における補助金についての事実確認 ・使途内容に問題点があった場合の対処	町長
	(2)文化センター、児童館を一本化の方向に ・北条地区児童館を関係自治会に無償譲渡し、独立を促す時期になったのではないか	町長
	(3)火災警報器のその後は ・全世帯に配布した住宅用火災警報器の設置確認を行ったか	町長
	(4)教育の情報化について ・今後の町におけるICT活用など検討されているか	教育委員長
2 8番 津川俊仁議員	(1)公営住宅のあり方は	町長
	(2)人権問題土地差別事件と人権侵害救済法について ・全国的に土地差別事件が発生している。本町での発生事例をその後どう活かされたのか ・人権侵害救済法についての考え方を伺いたい	町長
	(2)人権問題土地差別事件と人権侵害救済法について ・全国的に土地差別事件が発生している。本町での発生事例をその後どう活かされたのか ・人権侵害救済法についての考え方を伺いたい	教育委員長
3 2番 飯田正征議員	(1)地域公共交通の推進について	町長
	(2)子ども農山漁村交流プロジェクトの推進について ・同プロジェクトは、子ども達にとっても町にとっても重要かつ有意義であり、取り組むべき (2)子ども農山漁村交流プロジェクトの推進について ・子ども農山漁村交流プロジェクトを通じて学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育む取り組みを行わないのか	町長 教育委員長
4 5番 青亀恵一議員	(1)庁舎統合問題について ・庁舎統合の意義とその行政効果 ・統合するための諸条件	町長
	(2)教育委員会の役割と責務について ・教育委員会の役割と責務について伺う (2)教育委員会の役割と責務について ・教育委員会の役割と責務について伺う	教育委員長 町長
	(3)豪雪対策について ・農業用ハウスの倒壊防止のため、どのような対策を指導・実施してきたか。また今後の対策は ・各自治会の除雪対策を強化するための助成など、政策の検討や除雪対策の見直しが必要ではないか	町長
5 10番 長谷川昭二議員	(1)TPP交渉参加問題と責務について ・町長の決意と具体的な対応について	町長
	(2)国保窓口負担金の減免制度について ・診療等に係る低所得者等への自己負担の減免制度を町は実施しないか	町長

	質問者	質問事項	質問の相手
6	14番 阪本和俊議員	(1)町行財政の執行について ・町行政のやり方について (1)町行財政の執行について ・教育行政施策の執行が町財政において町民格差をさらに進行させないか	町長 教育委員長
		(2)具体的な農業振興策を問う ・農業振興が口先だけで、具体的な内容がない	町長
7	6番 清水進一議員	農業雇用対策について ・遊休農地を増やさないため、労働力を確保することが重要ではないか	町長
8	9番 浜本武代議員	学校で先生方が教科指導にもっと専念でき、子育てが両立できるように 学校で先生方が教科指導にもっと専念でき、子育てが両立できるように	町長 教育委員長
	計8人	計 21 問	

一般質問答弁書

質問事項番号	1-1番	質問議員名	石丸 美嗣(13番)
質問事項 (質問要旨)	補助金の使途と責任について • 返還を求めた補助金の收支報告 • 平成21年度部落解放文化祭における補助金の使途の不可解な使用・はずさんな内部監査・管轄職員の適切な指導がなされていないことの事実確認 • 使途内容に問題点があった場合の対処		
答弁者	町長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

石丸議員のご質問にお答えします。

指摘のありました部落解放同盟北栄町協議会補助金、全国高校生集会派遣費と高校保護者会活動費の63,800円につきましては、12月20日に返還され、町に納入されております。

つぎに、平成21年度部落解放文化祭における補助金の使途の不可解な使用やはずさんな内部監査、また管轄職員の適切な指導がなされていないことの事実確認についてであります。

再度、関係書類を確認いたしましたところ、平成21年度部落解放文化祭の決算では、収入は部落解放同盟北栄町協議会からの助成金、前年度大栄地区部落解放文化祭実行委員会からの繰越金、当日のバザー収益金などがありました。支出は、文化祭来場者に振舞う、お茶やコーヒー、カレー、うどん、おにぎりなどの材料費などでございました。

この時の決算に伴う関係書類等は実行委員会関係者、担当課内でも検査したことを確認しております。

ただ、この度の調査で、事務処理上で改善されなければならない点が、いくつか認められましたので今後における指導の徹底に生かしてまいりたいと考えております。

具体的な改善点として、領収書だけでなく、併せてその購入明細のわかるものを添付すること。また、領収書を紛失した場合は、必ず領収書を再発行してもらうこと、領収書のあて先が町長名になっていたものもあったので、あて先を「解放文化祭実行委員会」と統一するようにすること、解放文化祭の材料と文化センターや団体の所有物を混同しないよう、今後は所有物の区別をはっきりとした事務処理をすることなどで、解放文化祭の関係者にはこのように指導したところです。

しかし、いずれの場合も説明の理解できない不可解な補助金運用はみとめられませんでした。

なお、平成23年度からは、解放文化祭への補助金交付要綱をさだめて、直接、実行委員会への補助金を交付するようにしております。

参考資料

- ・平成21年度 部落解放文化祭 決算関係調査結果

一般質問答弁書

質問事項番号	1-2番	質問議員名	石丸 美嗣(13番)
質問事項 (質問要旨)	文化センター、児童館を一本化の方向について ・北条地区児童館を関係自治会に無償譲渡し独立を促す時期となったのではないか。		
答弁者	町長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

石丸議員のご質問にお答えします。

お尋ねの北条地区にある大野児童館は、昭和55年から建築に向かい、昭和56年3月から使用が開始されましたので、今年でちょうど30年になります。現在大野児童館では、日常的に安全な遊び場を確保するとともに、創作教室やこどもふれあい祭り、地区学習会などが行なわれており、今年度は12月末現在で、のべ6、177の方の利用がございます。

この大野児童館と隣保館である北条文化会館を一本化してはどうかというご提案ですが、児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設最低基準では、児童館には、集会室・遊戯室・図書室・便所を設けなくてはならないことが定められています。現在の北条文化会館には遊戯室と図書室がなく、児童館としての機能は、有しておりません。そのため、改修が必要になり、新たな費用負担が発生します。

このようなことから、現在のところは、隣保館である北条文化会館と大野児童館の一本化については、考えていないところでございます。

しかし、議員の言われるよう、隣保館と児童館を一体化することで効率

的な運用をはかることが可能な部分も十分考えられますので、今後検討して参りたいと考えております。また、そうした場合における空き施設のその後の有効活用につきましても、関係自治会への譲渡という選択肢も含め、併せて検討してまいりたいと考えております。

参考資料

- ・児童福祉施設最低基準
- ・大野児童館活動状況

一般質問答弁書

平成23年3月16日

質問事項番号	1-4番	質問議員名	石丸 美嗣（13番）
質問事項	教育の情報化について		
質問要旨	今後の町におけるICT活用など検討されているかについて伺う。		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

[答弁]

石丸議員のご質問にお答えします。

ICTとは、日本語に訳すると「情報通信技術」であります。従来ひんぱんに用いられてきたITすなわち情報技術といいますと、コンピュータ機器やそれらにまつわる技術を指す場合がほとんどでした。そのITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたものがICTとのことです。

これからは「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながり、利用できる社会になってきます。その社会の中では、コンピュータ技術以上にコミュニケーション力が重要視されてきます。コンピュータの性能よりも、どれだけそれを使いこなせるかという個人の資質が問われていると言ふこともできます。

総務省においては、ICT（情報通信技術）産業の国際競争力強化や利活用の

促進される社会の実現を促すため ICT 政策大綱を作成し、施策をすすめています。また、教育現場においても、石丸議員が言われますところの学校 ICT 環境整備事業『スクール・ニューディール構想』が平成 21 年度補正予算に盛り込まれました。「21 世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実」を目指すものとして、学校施設における耐震化・エコ化・ICT 化の推進を柱にした構想であります。その事業におきまして、平成 21 年度に各小中学校に電子黒板を 1 台ずつ設置しました。校内 LAN の整備につきましては、いち早く取り組み、平成 18 年度の大栄中学校を最後に、すべての小中学校に整備しました。また、児童・生徒用のコンピュータは平成 18 年度に、教師用コンピュータは平成 21 年度には整備いたしました。

教育委員会としては、設置されました電子黒板の活用を図るために、設置業者による説明会を持ったり、県教育センター情報教育課の研修主事を招いて研修会を開催したりしました。

そのことで、電子黒板やプロジェクタを使った提示の方法や、特に、書き込むことができるという電子黒板の長所を生かした活用の事例を学び、あらかじめ準備したものを見せるだけでなく、授業中に大事なことをその場で書き込んだり、児童生徒のいろいろな考えを取り上げて書き込んだりしていくなど指導方法の工夫につながったと考えています。

学校現場における ICT の活用は、この電子黒板だけでなく、ICT 機器として、コンピュータ、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、プロジェクタ、ス

クリーン、電子黒板などを組み合わせて用いています。

教師は、地域や身近にある題材をデジタルカメラで撮った写真や、図形が動くように工夫して作成した映像を使ったり、インターネットから画像や教育用に開発されたプログラムを取り込んだりして授業の準備をします。

授業では、それらをプロジェクタや電子黒板で大きく提示し、説明したり、課題を把握したりすることやまとめとして学習内容のポイントを理解することに用いています。

また、校内 LAN が整備されていることで、教室からインターネットに接続ができ、必要とする情報がすぐに得ることができます。たとえば、社会で地図を活用する場面では、意図した場所や表示の大きさが容易に変えることができ、より効果的に活用できます。

さらに、児童生徒の知識の定着や技能の習熟のために、次々に出てくるかけ算九九の問題を即座に答え、練習を繰り返していく九九フラッシュといわれる教材などを活用しています。

これらの ICT 機器を活用することで、児童生徒たちは、

- ・集中して学習に参加することができた
- ・大きな画面でインパクトが大きいので、同じ教材でも、大型提示装置で映し出しただけで興味の引き方が違った
- ・挙手や発言を盛んに行うことができた
- ・問題を大きく提示することで、課題が明確につかむことができた

などの反応があったことを学校現場から聞いています。

小学校では、コンピュータ室を利用する時間割を作り、コンピュータ操作技能の向上を図っています。昼休憩にコンピュータ室を開放し、その機会を増やして、キーボード入力が練習できるサイトに登録をして、自分の上達を楽しみながら取り組めるようにしています。また、インターネットを活用した学習を通して、情報活用能力及び情報モラルの育成にも努めています。

中学校では、技術・家庭科において、情報機器の活用や情報モラルについて学び、各教科の学習や総合的な学習において、調べ学習にコンピュータを活用しています。総合的な学習では、修学旅行の事前学習で見学先を調べたり、高校調べで各高校の特徴を調べたり、職業調べでは様々な職業について知ることが可能になったりします。情報機器の活用能力だけでなく、取得した情報を活用していくことも学んでいます。

このように ICT は、学校の教科指導において各教科の目標を達成するためや、これから社会を生きていく力としての情報活用能力を育成するために、様々な形で活用を進めています。

また、課題といたしまして、ICT 機器を利用する際のモラル・注意点についての指導を強めていくことや、児童生徒のパソコンの操作能力は個人差が大きく、きめ細かいサポートが必要であることがあげられています。今後は、この点にも留意しながら活用を進めていく必要があると考えています。

一般質問答弁書

質問事項番号	2-2番	質問議員名	津川 俊仁(8番)
質問事項 (質問要旨)	土地差別と人権侵害救済法について ・全国的に土地差別事件が発生している。本町での発生事例をその後どう活かされたのか ・人権侵害救済法についての考え方を伺いたい		
答弁者	町長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

津川議員のご質問にお答えします。

津川議員おおせのとおり、私自身も昨年11月に開かれた部落解放・人権政策確立中央集会に参加し、そういう土地差別事案が全国的に起こっていることは認識しているところです。

そして、今年2月に開かれた差別事件報告・人権確立をめざす鳥取県民集会でも平成22年に県内で起きた6件の差別事案の報告を受けておりますし、平成23年に入ってからも新たに4件の差別事案の報告が県にあったと聞いております。その中に同和地区かどうかの土地の問い合わせもございました。

残念なことですが、我が北栄町においても平成20年4月にこのような土地差別事案が起きています。

それは、北栄町内に土地を所有しておられる町外の方が役場窓口に来られ、「この土地は同和地区内にある土地なのかどうか。」の問い合わせをされました。役場窓口職員は「そのようなことは言えませんし、お答えする必要もないと思います。」と言って対応した事案でした。

土地差別は、土地の問い合わせすること自体で町内外への差別のばらまきとなったり、差別を助長することになりますので、早速、担当課長・職員・生活相談員の3人で、差別事案の本人確認及び事実確認を行いました。

その結果を踏まえ、人権同和教育関係者で検討会を重ねた結果、町外の方が住んでおられる自治体関係者にもこのことを伝えるとともに、人権同和問題に対する正しい認識を深めてもらうため、本人への指導はもとより、その自治体における今後の人権同和教育の更なる学習会の開催等を要請しました。

なお、その後の本町の取り組みといたしましては、職員の認識を再確認するためにも、差別事象対応マニュアルを全職員に周知するとともに、窓口対応の仕方について役場職員研修を行いました。また、この事例を基にして、人権同和教育推進指導員や人権同和教育小地域懇談会の推進員の指導資料として利用しており、懇談内容の中で差別の現実として町民の方々へも知らせています。

この事案は、よく日常生活において部落差別がわかりにくくなつて来ていると言われますが、いざ結婚や就職及び土地売買など自分と深く関係のあることで差別意識が表面化したものであると捉えています。

今後も引き続き、人権同和問題の解決に向けて、町民への継続的な学習機会の提供や人権意識の高揚と差別解消への啓発活動を積極的に進めて参りたいと考えています。

次に、人権侵害救済法についてですが、

現在開催されている今国会にも提出されようとしている人権侵害救済法は、人権の侵害により発生し又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防に関する措置を講ずることにより、人権が確立される社会の実現に寄与することを目的としています。

先ほど申し上げましたように、現在、インターネットで同和地区を特定する悪質な差別書き込みや高齢者、子ども、女性、障がい者、在日外国人差別などへの人権侵害は後を絶たない状況で、人権侵害の救済に関する法律の制定は急務になっていると考えております。

このたび、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会とも連携し、国に対して人権侵害救済法の早期制定を求める署名活動も行っており、今後更に、日本国憲法に保障された基本的人権の確立のため、実効ある人権侵害救済法の早期制定に向けて、続けて要請して参りたいと考えているところです。

参考資料

- ・人権同和教育小地域懇談会に使用した差別事象の参考資料
- ・人権侵害救済法（平成17年民主党提案、同年郵政解散により廃案）
- ・新たな人権救済機関の設置について（中間報告）平成22年6月
- ・人権擁護法案（平成14年自民党提案、平成15年衆議院解散により廃案）

一般質問答弁書

質問事項番号	2-2番	質問議員名	津川 俊仁(8番)
質問事項 (質問要旨)	土地差別と人権侵害救済法について ・全国的に土地差別事件が発生している。本町での発生事例をその後どう活かされたのか ・人権侵害救済法についての考え方を伺いたい		
答弁者	教育委員長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

津川議員のご質問にお答えします。

先ほど町長が答えられたように、今なお様々な差別が根強く残っていることは非常に残念なことと思っております。

わたしたちのごく身近でも差別事象は起こっております。

本町でも平成20年4月役場窓口で土地の売買に係り、同和地区であるかどうかの問い合わせがありました。

差別問い合わせは、同和地区に対する差別意識を、周りの人たちに植え付ける重大な差別のばらまきであり、差別を助長するものです。

今でも町民の方で「部落差別は今もあるのか。」とか「そっとしておけば差別はなくなるのではないか。」とか言って、同和問題を避けたり、そのままにしておく人がおられます。日常生活で、もし差別事案に出会った時には、正しい認識を持ったうえで、その場で指摘していくことが差別をなくしていくための取り組みの第1歩と言えますので、人権同和教育小地域懇談会において各自治会に出向いていただいている推進指導員や推進員の方々に

は、町内や県内で起こった差別事案を参考にした懇談資料として使用していく
たゞくとともに、懇談会の中での間違った意見等が出たときには、その都
度、説明していただくようにしているところです。

また、正しい認識を持ち、差別に気づいていくためには、一人ひとりが学
習を積み重ねていくことが大切であると考えておりますので、本町の取り組
みといたしましては、今なお、現存するあらゆる差別をなくするためにも、
今後とも引き続き町民への人権同和教育と啓発を強く推進して参る所存です。

次に、人権侵害救済法についてですが、
全国的に見ても部落差別をはじめとして様々な人権侵害や虐待が発生して
おります。最近ではインターネットや携帯電話は身近で便利な物として私た
ちの生活に浸透しています。しかし、これを悪用した人権侵害や差別が発生
し大きな社会問題になっています。鳥取県内の同和地区の所在地もインター
ネットで流されている事例もございます。この行為は、部落差別そのものだ
といわざるを得ません。この状況を放置すれば新たな差別を発生させる可能
性があり早急な対策が求められます。

人権が尊重される社会を実現するため、実効性ある人権侵害救済法の早期
制定をはかる必要があると考えております。

参考資料

- ・人権同和教育小地域懇談会に使用した差別事象の参考資料
- ・市町村から報告のあった差別事象
- ・人権侵害救済法（平成17年民主党提案、同年郵政解散により廃案）
- ・新たな人権救済機関の設置について（中間報告）平成22年6月
- ・人権擁護法案（平成14年自民党提案、平成15年衆議院解散により廃案）

一般質問答弁書

平成 23 年 3 月 16 日

質問事項番号	3-2 番	質問議員名	飯田 正征 (2 番)
質問事項 (質問要旨)	子ども農山漁村交流プロジェクトの推進について ・同プロジェクトは、子ども達にとっても、北栄町にとっても、重要かつ有意義であり、北栄町でも取り組むべき。		
答弁者	町長	担当課	産業振興課

[答弁要旨]

飯田議員のご質問にお答えします。

冒頭、飯田議員より事業内容のご説明がありましたので、詳細は省略いたしますが、ご質問のありました「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、主に都市部の小学生による、農山漁村での民泊体験活動を推進する事業であります。これは、自然との触れ合いや農作業の体験など、農山漁村という空間が、子どもの成長にとって大変良い教育効果があるという点に着目し、これを教育の場として活用すると同時に、農山漁村を軸とする「都市農村交流」を通じて、地域活性化を図ることが狙いとされています。

平成 20 年度から、主に、農林水産省と文部科学省が進めてきた国の事業で、来年度においても、このプロジェクトは継続される予定であると承知しています。

「北栄町でも取り組むべき」というご指摘であります。私も、このような趣旨の取組を推進することには、大いに賛成の考えであります。

す。

北栄町には、世界でも人気があるマンガ「名探偵コナン」や、先人が残した数々の文化遺産のほか、季節に応じ、大栄西瓜や北条砂丘ブドウ、酪農や地引き網など、豊かな自然の恵みを享受できる環境があります。こうした地域資源を、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の取組を通じて、有効活用することにより、町の魅力発信や地域の活性化に繋げていくことが期待できます。

また、北栄町の子ども達にとっても、都市部の子ども達と交流することで、互いに自立心や豊かな心を育むことができる良い機会となりますし、友達づくりや思い出づくりにもなることも期待できます。

また、北栄町では、既に台湾台中市大肚区や滋賀県湖南市といった都市との交流を推進していますが、この事業を活用して、農村という環境を活用した受入体制を整備することができれば、これらの都市との交流・繋がりを、より一層推進するきっかけになるのではないか、と考えています。

他方、この「子ども農山漁村交流プロジェクト」の採択を受け、実際に、都市部の小学生の宿泊体験活動を受け入れるためには、受入先の集落、及びその関係者の積極的な取組が大変重要となります。

都市部の小学生だけでなく、都市部や海外の観光客の方々など、農村での民泊体験に関心を示される方は、農村地域の文化や、普段の田

舍暮らし、農家や地域住民の方との触れ合いに価値を見いだしておられるのではないかと思います。

このように、地域住民の方や農業をされている方が、サービスを提供する当事者となる訳ですから、町が先頭に立って取組を牽引していくよりは、まず、取組を希望される集落が、受入体制づくりに積極的に取り組んでいくことが大切であると考えています。

平成23年度から新たに設置された「食と地域の交流促進対策交付金」の中で、「子ども農山漁村交流プロジェクト」等に取り組むための、受入体制整備を実施することが可能となっています。事業実施主体は、集落を中心とする地域協議会であり、国が直接採択する仕組みとなっています。

町と致しましては、今後、自治会長会等において、当該事業に係る情報提供をさせていただくとともに、事業実施に取り組む意志を示される集落があれば、教育委員会や学校とも連携しながら、事業の実現に向け、積極的に対応して参りたいと考えております。

(以上)

(参考資料)

- ・「食と地域の交流促進対策交付金」

一般質問答弁書

平成23年3月16日

質問事項番号	3-2番	質問議員名	飯田 正征(2番)
質問事項	子ども農山漁村交流プロジェクトの推進について		
質問要旨	子ども農山漁村交流プロジェクトを通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育む取り組みを行わないのか。		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

[答弁]

飯田議員のご質問にお答えします。

子ども農山漁村交流プロジェクトの推進の取り組みについて でございま
す。

この事業の趣旨については、先ほど町長が述べられました。

事業の実施にあたっては、平成20年度から5年間において、モデル地区を指定し、体験活動のモデル実施を行いながら、事業に必要な受け入れ体制の整備、受け入れのノウハウの蓄積や、出す側となる小学校の取り組みのノウハウを蓄積していくとともに、あわせて事業における諸課題等を検証し、このモデル実施で得られた成果、効果をもとに各関係機関が情報の共有、連携しながら、長期的には、全国2万3千校、1学年120万人を目標に長期宿泊等の体験活動が展開できるよう事業の推進を行い、もって地域の自立的な活動

を促進することを目的に実施されるものであります。

現在、本町では、同様の事業として、各学校では、5年生が船上山で宿泊体験を行ったり、各学年においては、いろいろな職場などを見学する社会見学の学習を実施しています。社会教育の分野においては、子どもの学び力アップ講座と称し、勾玉づくりや陶芸教室などの体験学習を行ったり、地域においては、子ども北栄塾で、コナンロードや前川土手の花植え、自治会にお世話になっているタケノコ掘りや田植え・稲刈り・脱穀など行っております。その中で世代間交流も図られていると考えております。

また、北栄スポーツクラブにおいては、隠岐島へ自然体験交流事業やスポーツ種目を通じた交流を行ったり、民間では、農業体験交流として、JA鳥取中央が「アグリキッズスクール」を実施したりしており、さまざまな交流の場があると感じております。

しかしながら、今回のプロジェクト事業においては、自然体験や地域間交流を通して、子どもたちに学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、その健やかな成長を支える教育活動を推進する観点から良い事業だと考えております。

従いまして、今後、学校教育において、時間数の増が図られる中、現在取り組んでいる行事との関係や子どもたちの安全確保について、当該体験交流の派遣ができるか、また、社会教育において、この取り組みができるか、学校現場やPTAなどと検討したいと考えます。

あわせまして、都市部の子どもたちが当該プロジェクトにより本町に体験訪問され、本町の子どもたちと交流することは、互いの子どもたちにとって、成長の過程において大きな経験となるものと考えますので、この体験交流の取り組みについても、学校現場、また、受入れ側となる地域の方々と検討したいと考えます。

一般質問答弁書

平成23年3月16日

質問事項番号	4-2番	質問議員名	青亀 恵一（5番）
質問事項	教育委員会の役割と責務について		
質問要旨	教育委員会の役割と責務について伺う。		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁〕

青亀議員のご質問にお答えします。

教育委員会の役割と責務について でございますが、

教育委員会は、地方自治法の規定により首長から独立した行政委員会としてすべての都道府県及び市町村に設置しなければならないことはご存じのところであります。

教育委員会は、教育基本法の趣旨に則り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員が合意の上で教育行政における重要事項や基本方針等を決定し、それらに基づき、教育委員会におく事務局が、学校教育や社会教育、人権教育など多岐にわたる職務を行っていく役割を担っているものと考えています。

教育委員会は、会議において複数の委員がいろいろな立場から相互に、広く自由に、また、率直に意見を交換し合うことによって重要事項や基本方針等を決定しています。

のことから、教育委員会としては、平成19年に「北栄町教育ビジョン」を策定し、このビジョンの実現を具体化させるため、学校教育においては、学力向上や子どもたちの学びを実現するため、教育に精通し、かつ、専門的知識を有する指導主事を中心に、毎月、事務局と各校長が集まり、情報共有や学校運営の研究、連携を図るための「教育連絡会」を開催しています。また、年間2回、町教育委員会が県教育委員会の協力を得て、学校運営や学習指導の点検及び教職員との意見交換を行う「計画訪問」を実施しています。その中で、校長や教職員とも連携を図りながら、学校の運営や学習指導、生徒指導等の指導、助言を行うとともに、すべての児童生徒が安心して伸び伸びと育ち、将来、子どもたちが自立して生きていく力を身につけるための方策など協議しているところであります。

また、社会教育においては、生活アンケートや全国学力・状況調査の結果を受け、家庭での子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図るために、「6：30運動」や「家庭教育12か条」を作成し取り組むとともに、体験活動を主にした、子ども北栄塾や大人の学習のための届ける講座の推進、公民館の講座の充実など、生涯学習活動の推進を保護者や町民の方にもご協力をいただきながら町民の学習活動にするため実施しています。

人権教育においては、各関係機関や人権同和教育推進指導員、地区推進員とも連携を密にしながら、小地域懇談会の充実を図るため、各自治会主体の運営に移行したり、事業所や高齢者などを対象に研修会を開催したり、講演

会を開催するなどの事業に取り組んでいるところであります。

また、文化、文化財においては、足元の北栄町の文化を再発見していただきために、ウォーキングをしながら訪ね歩く「歴史探訪ウォーク」を行ったり、北栄文庫の発刊などに取り組んだりしてきました。そして、図書館の運営についても、図書館資料の充実や新たな講座の開設にも取り組んでまいりました。

教育委員会としましては、「北栄町教育ビジョン～子どもから高齢者まで学びを通して夢を実現する～」の実現を目指した 6 本の柱に基づいて、事務局が執行した各事務事業の内部における点検、評価を行うとともに、外部からの評価を受けながら、事務事業の見直しを図るとともに、次年度における教育施策や予算の編成に活かせるように、努めているところでございます。

一般質問答弁書

平成23年3月16日

質問事項番号	4-2番	質問議員名	青亀 恵一（5番）
質問事項	教育委員会の役割と責務について		
質問要旨	教育委員会の役割と責務について伺う。		
答弁者	町長	担当課	教育総務課

[答弁]

青亀議員のご質問にお答えします。

教育委員会の役割と責務について でございますが、

私といたしましては、現行制度において本町の教育行政については、教育委員会が責任を持って行ってもらうものと考えております。

また、教育委員会の意見を聞きながら、現場が仕事をしやすいように人的、物的な教育環境を整え、本町の教育行政の向上を図っていく、このことが私の責務だと心得ているものであります。

本町の教育委員会においては、平成19年には北栄町の教育行政の基本方針となる「北栄町教育ビジョン～子どもから高齢者まで 学びを通して夢を実現する～」を策定され、学校教育においては、施設整備はもちろんのこと、少人数学級によるきめ細やかな指導や保幼小中及び高の連携の取組など学力の向上を図っております。

社会教育においては、保護者の学習機会としての「子育て講座」や家庭での基本的生活習慣の定着を目指す家庭教育 12 か条の取り組みや青少年の地域での体験活動、図書館、公民館における文化・芸術活動など、人権教育においては、町民による人権尊重の学習活動を推進していくため、人権講演会の開催や地域における小地域懇談会の開催など、「北栄町教育ビジョン」の実現に向けて努められておられます。

また、教育委員会では、平成 20 年度から継続的に、事務事業について自己点検・評価を行うとともに、平成 21 年度からは、外部委員による「教育行政評価委員会」を設置し評価を行うなど、本町の教育行政の取り組みについては、今まで以上に透明度を高めながら行っておられます。

私としましては、教育委員会の教育行政に対する取組については、今後においても、町民の信頼にこたえるべく教育ビジョンの実現を目指し、「教育なら北栄町」として取り組まれるよう期待しているところであります。

一般質問答弁書

問事項番号	6-1番	質問議員名	阪本和俊（14番）
質問事項	町行財政の執行について		
質問要旨	・行財政執行のやり方について		
答弁者	町長	担当課	総務課・企画振興課・生活環境課・教育総務課

〔答弁要旨〕

阪本議員のご質問にお答えします。

町行財政の執行について あります。

2期目にあたり、私は「もっと前へ」という言葉を掲げました。

これは、閉塞感が漂うこの時勢を打破する為、もっと前向きに考え、積極的に行動し、よりよい地域、よりよい北栄町を創っていくとの思いからであります。

そして、町民の皆様が誇りを持って住み続けられるよう、北栄町のさらなる飛躍を目指し、取り組んでいるところでございます。

青山剛昌ふるさと館、環境政策、教育行政など、このままでよいのか、町民格差が進行し、不安を抱くとのご指摘についてであります。

始めに、青山剛昌ふるさと館の取り組みについて あります。

青山剛昌ふるさと館は、平成19年3月18日にオープンし、本年3月、開館4周年を迎えました。入館者累計は、平成23年2月末現在で、約26万7千人となりました。

北栄町の子どもたちは、家族で入館のほか、保育所においては、

ふるさと館の七イベント・クリスマスイベントに参加して、名探偵コナンに触れ合い楽しんでいます。

小学校では、校外学習で来館し、ふるさと館マイスタークイズにチャレンジのほか、調べ学習に取組んでいます。

ふるさと館の入館者の内訳は、入館者累計表より、約 1 割（約 26,600 人）が幼児、約 2 割（約 53,400 人）が小学生、約 5%（13,500）が中高生と、高校生以下が 35%（93,500）を占めています。

北栄町では、平成 21 年 12 月、ふるさと館を訪れたことのない町内の子どもたちが多くいることから、町内の小・中学生約 1,300 人に無料招待券を配布しました。

平成 23 年 2 月末現在、児童、生徒の 5 %が入館、残り 95 %が未入館です。無料招待券の利用の促進を計っていきます。

青山剛昌氏は北栄町の子どもたちに、自信と誇りを与える国際的な漫画家であり、ふるさと館は、青山剛昌氏の世界で唯一の記念館です。内容の充実とともに、北栄町の子どもたち全てに来てもらい、皆が愛する施設となるよう努めています。

青山剛昌ふるさと館は、名探偵コナンに会える町として、魅力あるコナンの里づくりを推進するため、県内外に大きく情報発信しているものと考えています。

次に、環境政策の取り組みについて あります。

北栄町がすすめています環境政策は、すべて町民の生活に直結し、まさに「人と自然が共生し、確かな豊かさを実感するまち」を町全体でつくりあげるための指針であり、目標であると考えます。

様々な環境の取り組みを町民の皆様に提案することにより、各々のライフスタイルにあった取り組みを選択していただくことで、自然に生活のなかに環境を意識した行動が生まれてくると信じています。

様々な環境への取り組みをしていますが、たとえば、環境家計簿については、1年間、家庭の電気や自動車のガソリンから出る二酸化炭素の排出量を記帳することにより、各家庭でエネルギーを節約しよう、資源を大切にしようという行動の実践につながります。さらには、二酸化炭素排出量の削減だけではなく、光熱水費、ガソリン代などの生活費の節約にもなります。

また、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校では、環境教育の取組みの一つである「こどもエコクラブ」として全ての子どもたちが参加して、ごみを減らす活動などに取り組んでいます。

夏場の北条庁舎や保育所でのゴーヤカーテンや我が家節電家族などは、冷房に頼らず暑い夏を工夫して過ごすための取り組みであったり、実際に取り組んだ町民の方の紹介であったりと、その場だけで完結するのではなく、広く町民の皆様に普及啓発をするものです。

また、平成20年度からはじめた菜の花プロジェクトは、廃食用油の回収による再生資源化とごみの減量化に加え、バイオディーゼル燃料に精製し利用することにより化石燃料の使用削減、さらには

遊休農地を活用した菜種栽培は、菜の花の景観づくりと菜種油というあらたな町の特産物を生み出そうとしています。

これらの施策は、必要最小限の費用で実施しているだけでなく、実践された方の生活費の節約にも貢献していると考えます。

次に、教育行政について あります。

私の教育に対する基本的な考え方は、まちづくり、地域づくりの要であると確信しています。

本町は美しい自然環境に恵まれ、人権を尊重し、大切にする心豊かな町民性を備えた人たちがあふれる町であり、このようなすばらしい地域や自然の中で、町内すべての子どもたちが安心して伸び伸びと育ち、将来、子どもたちが自立して生きていく力を身につけるため、一生懸命勉学に励み、自分の夢を実現することができるよう、その土台となる教育環境の整備を図っていくことが重要であると考えております。

平成24年4月に町内全域で保育と幼児教育を一体化させた就学前教育を行うため、新年度においては、就学前の保育・教育カリキュラムを作成し、具体的な取り組みを行うこととしております。

学校教育においては、引き続き小・中学校の少人数学級を実施し、児童生徒へのきめ細やかな指導を行っていきます。学力向上への新たな取り組みとして、①指導力向上として研修会、講演会②町教研の活性化③家庭教育の充実の取り組みを行うこととしております。

教育委員会や学校等の人的、物的な枠組みを整えるなど教育環境を整備し、もって、北栄町教育ビジョンの方針のもと、本町の教育

行政の推進を図ってまいりたいと考えています。

議員におかれましては、私が行う環境政策や教育行政が町民格差を進行させるものとのお考えのようですが、以上述べましたようにそのように考えてはいません。

町政を取り巻く課題は一層複雑・多様化する中、地域の将来を地域みずからの意思と責任において主体的に決定する自主・自立のまちづくりをする必要があります。

本年1月14日臨時議会で「北栄町まちづくりビジョン」をご審議・ご議決いただきました。

このビジョンは、このような現状を踏まえ、中長期の課題とその解決に向けた方向性を明らかにし、町民の心の豊かさを実感できるまちを目指し、町民と協働して町の発展に取り組むための町政運営の指針となるものであります。

私はこのビジョンを町の最上位計画と位置づけ、その中に掲げてあります五つの基本目標の達成に向け、毎年度の予算編成において財政状況を考慮しながら具体施策、個別事業を検討し、将来像の実現に向けたまちづくりに取り組んで参ります。

今後とも、中長期的に安定的な財政運営を行うには、一層の経費節減と創意工夫を重ねるとともに、柔軟な発想と大胆な実行により更に踏み込んだ行政改革を進める必要があります。

より困難さの度合いも高まっています。しかし、この困難に決してひるむことなく、議員各位を始め町民の皆様の知恵を頂き、力を結集し、北栄町の新しい未来を切り開いてまいりたいと考えていま

す。

(参考資料)

- ・関連質問の答弁要旨

平成 22 年 9 月定例会及び同年 12 月定例会

一般質問答弁書

平成23年3月16日

質問事項番号	6-1番	質問議員名	阪本 和俊(14番)
質問事項	町行財政の執行について		
質問要旨	教育行政施策の執行が町財政において町民格差をさらに進行させるのではないか。		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

[答弁]

阪本議員のご質問にお答えします。

北栄町の教育行政施策の執行が町財政において、町民の格差をさらに進行させるのではないかということでございますが、
教育行政は、現行の教育制度に基づき就学前教育から、小・中学校にかかる学校教育や家庭教育、社会教育、人権教育、文化の振興などを行っています。

本町では、「北栄町教育ビジョン」の実現を目指して、学校教育では、保幼小中高の連携を図りながら、子どもの育ちを見守り育成する取組をしています。家庭教育では、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るよう取り組んでいます。

社会教育やスポーツでは、大人の学習のための「届ける講座」の推進を図

っております。さらに、人権教育では、町民による小地域懇談会の充実などを図っております。

また、自主的な団体と連携しながら文化振興を図っております。
これらの教育行政施策の実施によって、本町全体に学びの気運が起こるものと確信しております。

一般質問答弁書

平成 23 年 3 月 16 日

質問事項番号	8 番	質問議員名	浜本武代（9 番）
質問事項 (質問要旨)	学校で先生方が教科指導にもっと専念でき、子育てが両立できるように		
答弁者	町長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

浜本議員の質問にお答えします。

本町の小学校・中学校の先生方には、教科指導につきましても、子ども達とのふれあい・保護者との連携等につきましても、本当にようがんばっていただいております。

また、中学校におきましては、放課後の学習、部活動など休日も指導していただいていることをありがたく思っているところです。

平成 21 年度には、事務を効率的に進めていただくために、先生方一人に一台ずつパソコンを提供しています。

また、教科指導に資するために、すべての小・中学校に「特別支援教育補佐員」「ICT 教育活動支援員」「学校司書補佐員」を配置しております。

これらの職員と、子どものことや教科の指導について話し合ったり、授業の準備等の相談をしたりすることで、より充実した教科の指導ができるということも聞いております。

また、60 年ぶりに改正された「教育基本法」では、第 10 条に「家

「家庭教育」の条項が新設されました。そこには「父母その他の保護者は、子の教育について第1義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とあります。

濱本議員のご意見にありますように、家庭では子どもに必要な基本的生活習慣等を育成していただき、学校では教科の指導を徹底していくだけ、というように、家庭と学校がそれぞれの役割を担っていくことが大切だと思います。

いずれにいたしましても、先生方が本来の児童・生徒の指導に専念できる条件整備につきましては、今後とも教育委員会と協議しながら努めてまいりたいと考えているところでございます。

一般質問答弁書

平成23年3月16日

質問事項番号	8番	質問議員名	浜本武代（9番）
質問事項 (質問要旨)	学校で先生方が教科指導にもっと専念でき、子育てが両立できるように		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

浜本議員の質問にお答えします。

教職員の仕事は、教科の指導はもちろん、生徒指導、給食や掃除の指導、体調の悪くなった子の家庭への連絡、欠席連絡のなかった家庭への連絡、家庭訪問などあります。また、事務的なこととして、連絡帳・日記・家庭学習の点検等があります。中学校であれば、それらに加えて、放課後の学習指導や部活の指導もあります。

教職員一人に一台ずつパソコンを提供していることで、事務の効率化を図ることができ、次の日の授業の準備や学級だより、テスト、プリント、文書などを作成することができます。

また、学校は、一つの組織ですので、学級担任であっても、学校運営上、研究主任・生徒指導主任・給食主任などいくつかの役割がそれぞれの先生にありますので、その担当に関係した出張、会議の準備、文書の報告等があります。他にも、職員会・授業研究会・先程の担当ごとの会議・P T A関係の会議があります。

このように、教科指導の他にもいろいろな仕事があるわけですが、教師の多忙感を減少するため、行事の精選を進めてきました。また、「勤務動向表」を記入することにより、校長が教職員の勤務実態を把握し、遅くまで勤務している教職員には、指導しています。鳥取県教育委員会からの通知にも、「1か月当たり80時間の超過勤務により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有しているとき、申し出を受け、面接指導やそれに準ずる措置を講じるように努める」とあります。

たくさん仕事はあるわけですが、仕事の優先順位をつけながら、進めるよう、校長を通して指導しているところでございます。

また、町内の小・中学校とも、どの学年も2クラス以上ありますので、学年団として一緒にできることは相談しながら進めたり、役割を分担したりするなどして、複数クラスや学年団の良さを生かしながら効率的に仕事を進めるようにしているところです。

教職員には、仕事と子育てを両立させる支援制度として、子どもが3歳になるまでの間、仕事を休んで子育てに専念できる「育児休業制度」や、小学校に入るまでの子どもの子育てをするために勤務時間を短縮できる「育児短時間勤務制度」、小学校に入るまでの子どもの病気の看病をするために、年間5日以内で仕事を休める「子の看護のための休暇制度」がございます。

平成21年度には、町内で2人の教職員が「育児短時間勤務制度」

を活用しているところでございます。

教育委員会では、保護者を対象として「子育て学習講座」「子育て
12か条」などの取り組みをし、学習機会を提供するとともに、家庭
の役割の意識づけを行っているところでございます。

家庭教育

発北教総 第439号
平成23年3月18日

北栄町議会
議長 池田 捷昭 様

北栄町教育委員会

平成22年度教育委員会の事務に関する点検評価結果について（報告）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定により別紙のとおり報告します。

記

添付書類

- 平成22年度北栄町教育委員会の事務に関する外部評価報告書（資料1）
- 平成22年度北栄町教育委員会の事務に関する内部評価報告書（資料2）
- 平成22年度北栄町教育委員会委員の活動報告（資料3）

資料 1

平成 22 年度

北栄町教育委員会の事務に関する外部評価報告書

北栄町教育行政評価委員会

はじめに

この報告書は、北栄町教育行政評価委員会による平成22年度北栄町教育委員会の事務に関する点検及び評価である。この点検及び評価は、平成19年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づき北栄町で平成21年度から行われている。

北栄町は平成17年10月に二つの町が合併し、平成19年7月には北栄町教育委員会が「北栄町教育ビジョン～子どもから高齢者まで 学びを通して夢を実現する」を制定した。

上記の法律改正に基づき、まず平成20年度には北栄町教育委員会内部による点検及び評価が実施された。これは町のビジョンの二つの基本目標である、「豊かな自然と優しい地域の中で、子どもがすくすくと育つ環境づくり」と「町民みんなが、人権を尊重して仲よく暮らし、楽しく学び、夢が実現できる環境づくり」がそれぞれ4つと2つの施策の柱から構成されており、その中から選択された事業計画（「就学前教育の充実へのシステムづくり」、「家庭教育の充実」、「保・幼・小・中の連携の充実」、「学校教育の充実」、「個に応じた指導の育成」、「より豊かな教育のための環境整備」、「人権同和教育の推進」、「人権尊重まちづくりの推進」、「文化・体育施設の充実及び有効活用」及び「図書館活動の推進」）について行われた。そこでは「目標を上回って達成」、「目標通り達成」、「未達成」をそれぞれ「A, B, C」の3段階で評価された。ほとんどの事業計画は「B」とされ、全体としても指標どおり達成できたと評価された。

平成20年度の内部評価以降、北栄町教育行政評価委員会による外部評価を平成21年度の3回に続き、平成22年度にも3回実施した。当委員会では、平成22年度に評価対象事業として次の10（「生涯学習の推進」、「人権同和教育の推進」、「人権尊重まちづくり」、「隣保館・児童館活動の推進」、「食育の推進」、「部活動やスポーツクラブの育成充実」、「各種スポーツ大会の開催」、「文化・体育施設の充実及び有効活用」、「学習・文化活動の推進（公民館活動の推進）」及び「図書館活動の推進」）を選択した。

評価基準は、平成21年度と変わらず次の5つ「事業が継続的なものであったか」、「対象をできるだけ広くとらえていたか」、「参加者は事業に満足できたか」、「事業実施の予算的裏付けがあったか」、「当該事業がビジョン実現に貢献したか」とした。

尺度については、平成21年度では内部評価と同じ3段階（A=目標以上に達成できた、B=目標通り達成できた、C=ほとんど、全く達成できない）とした。しかし、平成22年度はさらに細かく評価するために、5段階（A=目標を大幅に達成できた、B=目標を

いくらか超えて達成できた、C＝目標どおり達成できた、D＝目標を一部達成できなかつた、E＝ほぼ全く達成できなかつた）に変更した。

これらに基づき19項目の個別の事業を評価した。「人権教育講演会の開催」、「学校給食の地産地消の取り組み」、「公民館講座の開催（シニアクラブ）」及び「図書館土曜講座」の4事業は総合評価で「B」とし、「公民館講座（自治会生涯学習部長研修）」は「D」とし、他の14事業の総合評価は「C」とした。評価点検のプロセスで委員からは様々な質問や意見、具体的な改善案も提案され、これらに対して詳細な回答等もされた。全体としての評価も前年度と同様に「目標通り達成できた」とした。

北栄町教育行政評価委員会 会長 野津 伸治
委員 西村 武春
委員 足立 恵子

北栄町教育ビジョン

子どもから高齢者まで 学びを通して夢を実現する

平成19年7月26日制定
北栄町教育委員会

基本的な考え方

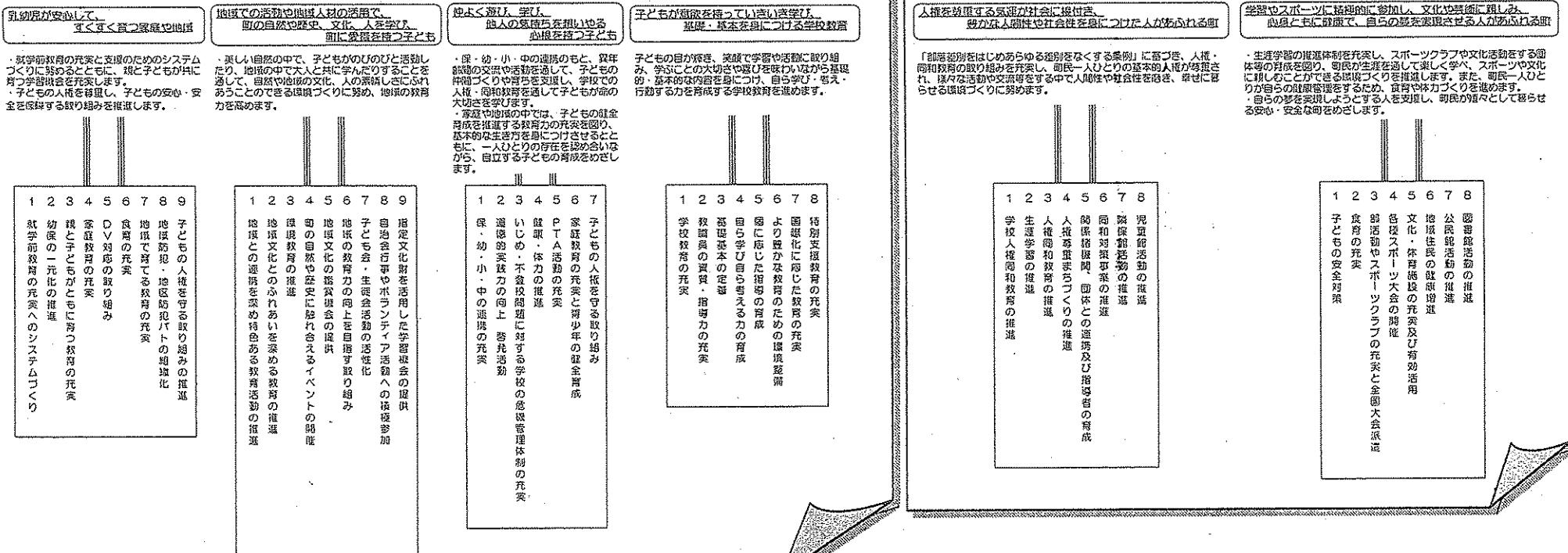
豊かな心と自ら考え行動する力を持ち、
自己実現ができる『人』

めざす人間像（個人像）

- 町の自然や歴史、文化、人に愛着と繋りを持つ
- 命を尊重し、優しさや想いやりなど豊かな心を持つ
- 生涯を通して、進んで学習し、自己実現を図る
- 自らの食や健康に気をつけ、体力の増強や精神の高揚を図る

基本的な進め方

山と水を育む、人間を育むとしてゆくに於ける町づくり



平成22年度 北条町教育委員会の事務に関する各委員による点検評価表

(評価の観点)
 ①推進・卓年
 ②対象者・参加者
 ③参加者の満足度
 ④予算措置
 ⑤ビジョンへの貢献度

(評価)
 A = 目標を大幅に達成できた
 B = 目標をいくらか超えて達成できた
 C = 目標どおり達成できた
 D = 目標を一部達成できなかった
 E = ほぼ全く達成できなかった

◎外部委員による事業評価

事業名	実施概要	総合評価	各委員の意見等
◎町民みんなが、人権を尊重して仲よく暮らせ、楽しく学び、夢が実現できる環境づくり			
◎人権を尊重する気運が社会に根付き、豊かな人間性や社会性を身につけた人がふれる町			
・生涯学習の推進	<p>生涯において、一人ひとりがいきいきと、豊かな心を持ち生活するためにには、生涯にわたって学習していく事が必要であり、その対策として「いつでも・どこでも・だれでも」学習活動が出来るよう、学習情報や機会の提供を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体・機関との連携を図り社会教育の充実を図る。 ・子どもの安心・安全を保障しながら、青少年の健全育成を図るため、子どもたちの自立心、生活力、想像力を育むため様々な体験活動の機会や場を提供する。 ・家庭や地域が連携し、基本的生活習慣の習得を土台とした自立できる子どもの育成を図る。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・講座によっては事前と事後の変化の把握が必要ではないか。 ・家庭における生活習慣の更なる推進が必要。 ・強調はよくない、やらされているのではないかやっている。 ・教員の負担を増やすのはよくない。PTA総会などの機会を利用し張り出すなどの周知をしてはどうか。 <p>(回答)できる限りのことを実行していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの基本的生活習慣の定着を図るには、行政からの打ち出しだけでなく、家庭・学校・地域との充分な連携が必要なので、今後も追跡調査やより実践しやすい方策を検討していただきたい。「家庭教育12か条」の周知徹底及び精選が必要。「12か条」は多くあり徹底できない。絞っていけたらいいと思う。倉吉は10か条。 ・子ども・保護者の意識付けが必要。 <p>(回答)平成23年度ではカレンダーを作成し書き込みできるようにし、子どもへのきっかけづくりとする。また、配るだけでは浸透しないため、PTA総会などで説明する。</p>
・人権啓蒙教育の推進			
○人権教育講演会の開催 平成22年7月22日(木)午後7時受付 大栄農村環境改善センター	<p>より多くの町民に呼びかけ人権課題に対する理解を深めるため講演会を開催する。</p> <p>平成22年7月22日(木)午後7時受付 大栄農村環境改善センター 「新ちゃんのお笑い人権高座」落語家:露の新治さん</p>	B	<p>(評価説明)「B」:平成22年度の講演会は、講師の講演主題、内容において、参加者の満足度は高く、非常に効果的な講演であったため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3から6年間で伝えたいテーマとそこに盛り込むキーワードを定めて、毎年の講師に依頼してはどうか。継続的な取り組みの方向性を提示する。 ・その年の講師の話のインパクトによって大きく変化する。 ・参加者の満足度が高ければ嬉しい講演内容だったことがうかがえる。 ・このような講演会により多くの町民が参加できるよう工夫が必要かと思われる。 <p>(回答)継続性の面については特に考えていないが、毎年テーマを絞って実施している。また、講師の選定がスタートであり、町民感覚で引き続きテーマに沿ったよりインパクトのある講師を選定して行きたい。</p> <p>より多くの町民等に参加していただきため、講演内容など広く周知するような方策を行っていただきたい。</p>
○人権啓蒙教育小地域懇談会の開催 (9月~11月)	<p>町内全63自治会で自主的、主体的な学習活動として「身のまわりにある人権課題」について小地域懇談会を実施することにより人権感覚を高めていく。 (9月~11月)</p>	C	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会単位の参加率のばらつきの原因をより細かく把握し、低いところへの具体的な対策が必要である。参加者の多い自治会の情報を低い自治会へ提供してはどうか。 <p>(回答)よい情報を共有することはいいこと。目標を持って取り組んで行きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年大きい自治会では参加者が少ない、行政職員の参加者が少ないなど、出席者数、各自治会での取り組み、活動(学習)の内容は同じような結果となっている。 ・自主的、主体的な取り組みとのことだが、せっかく地域に訪問者がおいでくださるので、参加者が増えられるよう方策を今後も期待している。 <p>(回答)自主的主体的な学習活動を行う取り組みに方式を変え2年目となりそろそろ定着することと考えているが、懇談会実施前に、自治会生涯学習部長に加え、自治会長を対象に事前研修会を開催している。また、自治会でテーマを選定し、自主的、主体的な運営ができるよう工夫するようにしている。</p> <p>しかし、地区推進員が1年で変わってしまうこともあり、活動が停滞してしまう課題がある。</p>
・人権尊重まちづくり			
○人権の花運動の実施 5月20日	<p>花を育てるこを通して、命の尊さを学び、豊かな心、思いやりの心を養う。</p> <p>5月20日 北条小学校、大栄小学校に「人権の花」を贈呈する。</p>	C	<ul style="list-style-type: none"> ・花は販賣してもらうのではなく、学校や児童自身が持参等して育てる方がより趣旨にかなうのではないか。 <p>(回答)種から育てるのは発芽するしない、開花までの期間の誤差があり、現在はポット苗を植え替えることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もううことはいいこと。それからの啓発活動ができないかということ。目的がかなっているのか。 <p>(回答)法務省の事業で昭和57年から実施している。啓発活動のチャンスであり、卒業式に向けて生徒が一人ひと鉢育てている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自発的に行うことも必要である。 ・小さい花をもらって育てていくことも必要である。 ・生徒への啓発活動となるので、今後とも続けていただきたい。 ・啓発は自発的活動という姿が大切である。
○部落解放文化祭の実施 平成22年12月11日(土)~13日(月)	<p>部落解放文化祭を行うことにより町民の人権意識の高揚と地域住民の連携を図り、部落差別の解消をめざす。</p> <p>平成22年12月11日(土)~13日(月) 北条文化会館・大野児童館・大栄文化センター</p>	C	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業なので5年とか10年とかという単位で事業目的がどのように達成されてきたということは、定性的に把握されていると思うので教えてほしい。 <p>(回答)地域住民が継続し文化祭に向け取り組むことにより地域住民の連携を図っている。また、チラシ配布するなどより多くの町民に参加していただき人権意識の高揚を図っている。</p> <p>町民にアピールするために固定席がある改善センターでの実施を検討したが、それぞれ地域会館が拠点であるため、住民連携などの観点から現在の実施方法となってい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同日開催に思う。主として日曜日の参加者が多いと思うので、旧北条の人は文化会館や児童館、旧大栄の人は大栄文化センターとどうしても分れる。 <p>(回答)過去は、別の日についてものを同日に、2年目はバスの運行としてみたが、効果はありませんでした。その後には、人権週間とは違う日程や意見発表会は時間帯をずらして行うなど工夫して取り組んでいる。</p>

平成22年度 北栄町教育委員会の事務に関する各委員による点検評価表

(評価の観点)	①組織・単年 ②対象者、参加者 ③参加者の満足度	④予算措置 ⑤ビジョンへの貢献度	(評価)	A=目標を大幅に達成できた B=目標をいくらか超えて達成できた C=目標どおり達成できた D=目標を一部達成できなかった E=ほぼ全く達成できなかった
---------	--------------------------------	---------------------	------	---

●外部委員による事業評価

事業名	実施概要	総合評価	各委員の意見等	
・障保館・児童館活動の推進				
○人権同和教育講座、教養文化活動の実施	人権同和教育講座、教養文化教室をとおし地域住民及び周辺地域の住民との交流を図り、人権・同和問題の遠やかな解消に努める。	C	・大野児童館での交流活動が多いのは生徒(子どもたち)によるためか。 (回答)子どもと親が定期的に集まるため増なっている。	
●学習やスポーツに積極的に参加し、文化や芸術に親しみ、心身ともに健康で、自らの夢を実現させる人があふれる町				
・食育の推進				
○学校給食の地産地消の取り組み	①地場産物や郷土に伝わる料理を献立に積極的に取り入れ、園児・児童・生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域・食文化の継承につながるよう努めている。 ②月1回地産地消検討会を開催し、生産者グループと給食現場や行政と連携をとりながら推進している。 ③北栄町には、現在、北条学校給食センターと、大栄学校給食センターがあり、それぞれが学校給食の地産地消を取り組んでいる。北条のJA鳥取中央北条女性会「給食部会」は、平成15年に立ち上げられ現在も新鮮な地元産を供給している。一方の大栄は、今年の4月にJA鳥取中央女性会大栄支部営農部「学校給食会」が設立され、今年度から農産物を提供していただいている。 なお、北栄町の県内産使用は72%で県内平均は58%であり、大きく上回っている。 ④今年度は、2ヵ所あるセンターを統合し、10月からは新しい「北条学校給食センター」で稼働する。地産地消の取組も一本化し、北条女性会と大栄女性会の供給体制の調整を図りながら、地産地消の推進を、さらに進めています。	B	(評価説明)「B」:2給食センターを統合したことによる移行期の問題は克服し、学校給食の安心・安全への取り組みを積極的に取り組んでいるため。 ・新しい給食センターの運営状況はどのような状態か。 (回答)平成22年10月1日統合セントラーオープン。調理員12人で1,400食。慣れるまでは勤務時間を早くしていたが、11月下旬ごろには慣れて通常の時間で行っている。今まで遅れたことはない。移行期の問題は克服済みである。 ・地産地消のさらなる推進、安心・安全の面から直営(センター運営)を望む。 (回答)地産地消の取り組みとしては、学校給食週間ににおいて、TCC放送により取り組み報告済み。具体的には、安心・安全への取り組みもあわせ、児童と給食会とが給食と一緒に給食を食べたり、野菜提供の照会をしている。今後の課題としては直営・民営で行っていくかがある。民営化ではコストのこともあるが、栄養士の指示に従つて行うものである。 ・県内産使用72%は県内平均58%を大きく上回り、地産地消によく取り組んでいると思う。食の安全をさらに進め、子どもたちへの食育を引き続きお願いしたい。	
△部活動やスポーツクラブの育成充実	中学校の部活動は、北条中には文化部が2クラブ、運動部が12クラブで合わせて14クラブ。大栄中は文化部が3クラブ、運動部が11クラブで合わせて14クラブがある。このうち運動部6クラブは、地域の有能な指導者から専門的な技術指導を受けている。	C	・生徒数の減少とクラブへの関心の幅の広がりのバランスをとるのは難しい問題である。現状のように指導者の確保で差がつくのは当然と考える。 ・大栄中のサッカーチームの再編を望む。外部指導者を多く求める。 ・部活動振興のため、今後も継続していただきたい。	
	平成21年度に統合された北栄スポーツクラブと連携を図り、指導者や各種団体の育成を行い、地域のスポーツ活動を活性化し住民の健康増進と競技を図るように努める。	C	・旧町地区的問題・課題がある。大栄クラブでは体育協会が浸透していないため、不満があるようだ。北栄スポーツクラブの周知とあわせ、情報発信が住民に伝わっていない。 (回答)広報でニュースポーツの紹介をしているが、スポーツクラブ独自の活動の周知が必要と考えている。 ・予算の割には住民に対して満足度が得られていない。住民感覚で満足感が得られていない。 ・根引きは難しいが、行政職員が手をかけているのではないか。本来、行政から離れた形とすべきではないか。 (回答)北栄スポーツクラブは、職員4名(正規2名、臨時2名)、夜間は委託して運営を行っている。大会運営は、スポーツクラブ、競技団体が主体として行っている。	
△各種スポーツ大会の開催	生涯を通じて気軽にスポーツを楽しみ、親しめる生涯スポーツ社会を推進するため、北栄スポーツクラブ、町体育指導員等と連携し、各種スポーツ大会を開催するなど地域のスポーツの活性化、スポーツによる地域交流を推進する。	C	一部の競技スポーツ振興と町民の大多数を対象とする健康増進のためのスポーツで、特に後者はより多くの住民の参加を期待する。バランスよく行ってほしい。 (回答)小・中学生から高齢者まで参加できるものであり、1年間を通して計画されている。 ・自治会で参加者を募って参加している。大会が多くあると感じるがどうか。 (回答)以前から同様に取り組んでいる。平成23年度は運動会を行うこととし、交流の場として期待している。 また、平成23年度は、体育指導員が自治会に出向き、ニュースポーツを指導、普及することとしている。このことは、シニアクラブ、いきいきサロンの取り組みとリンクさせたいと考えている。 ・スポーツを特化しているものである。	

平成22年度 北栄町教育委員会の事務に関する各委員による点検評価表

(評価の観点)
 ①継続・単年
 ②対象者・参加者
 ③参加者の満足度
 ④予算措置
 ⑤ビジョンへの貢献度

(評価)
 A=目標を大幅に達成できた
 B=目標をいくらか超えて達成できた
 C=目標どおり達成できた
 D=目標を一部達成できなかった
 E=ほぼ全く達成できなかった

②外部委員による事業評価

事業名	実施概要	総合評価	各委員の意見等
・文化・体育施設の充実及び有効利用	歴史文化芸術の発信基地として機能を発揮している、北条歴史民俗資料館では、昨年展示面積を拡大し、より充実した展示企画が可能となった。よって、本年度は充実した企画立案により年間を通じて文化発信を図る。具体的展示計画は、年間9企画展、常設展示室では生田と李作品展示を行う。また、体育施設については、町内12体育施設(BG海洋センター、野球場、テニスコート、北条体育館、北条運動場、ふれあい会館、大栄体育館、大栄運動場、大栄ふれあい会館、大栄野球場、勤労者体育センター、大誠体育館)、管理する北条スポーツクラブと連携し、年間を通じて有効利用し、さらに、町体育指導員等と連携し地域のスポーツ活動を活性化し、利用促進を図る。	C	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の発信・伝承の役割と文化全般の啓発活動の推進する役割もあると思う。工夫し実施されているようだ。 ・体育施設の充実は難しいが、どんどんあるものを利用していくべきである。 ・資料館において、専門員(町職員)から生徒たちに収蔵物について説明会が行われていたように思う。このような会を開催することにより文化面に対する満足度が高まるのではないか。 (回答)説明員をつける取り組みも行っている。あわせて資料館の展示には、展示だけではなく音楽を流すことも取り組んでいる。 ・今後もより魅力的な企画を立案し、親子で楽しめるような企画もお願いしたい。 (回答)6月ごろに読み聞かせを実施している。 ・情報を早く伝えるため、「ツイッター」を客の獲得手段、PR活動として利用してはどうか。プログより簡単なものである。 (回答)「ツイッター」については詳しくないため検討したい。
・学習・文化活動の推進(公民館活動の推進)			
○公民館講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアクラブ 高齢者の学習活動と社会参加を促し健康と活力と生きがいを高めることを目的として、総合学習8回、コース別学習(パソコン、ニュースボーツ、歌唱、書道、おりがみ、ゆるゆるヨガ、絵でがみ)10回、交流学習5回(開講式、グラウンドゴルフ交流会、野外研修2回、閉講式)を行う。 	B	<p>(評価説明)「B」:出席率を中心に住民の関心が高く、活発な活動がされているため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニアクラブの対象はいくつからか。 (回答)60歳以上の方が対象である。 ・更多的な参加者の増加を期待します。 (回答)高齢者からの意見は特にないが、意見を取り入れ実施していく方針であり、多様性の確保に取り組んでいく。 ・以前から出席率も高い。対象者は喜んで参加し活発に取り組んでいる。 ・高齢者の健康と活力と生きがいを高めるために、今後も継続することを希望する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会生涯学習部長研修 2回 生涯学習部長を対象として、地域活動の中で自治会の果たす役割について研修を行い、自治会の公民館活動を支援するために中央公民館が情報提供や相談の機能を発揮する機会とする。 基礎研修と事例研究の2回。 	D	<p>(評価説明)「D」:役員任期が1年で必要性が感じられない。事業がこなせない、実施ができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25%の自治会の不参加原因は何か。またどうフォローできたか。 (回答)3/763自治会。役員が1年で変わることが原因であるかもしれない。 ・学習部長研修会が各自治会に活かされているのか。学習部長自身の研修となってしまう。自治会長の研修が必要ではないか。このことにより全体のフォローができる。 (回答)効果的な取り組みを研究したい。 ・今後も継続し、自治会の生涯学習活動を支援していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性講座 心身の変化が多い時期である40歳前後から60歳までの女性を対象として、元気で美しく年齢を重ね、生き生きと暮らすための一助とし、仲間づくりと地域活動への参加意欲を高める。 健康講座、運動講座、教養講座等、6回。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が少ないのでないか。サークル化の進捗状況はどうか。 (回答)これから女性の行き方では参加者が10名だったが、次のピラティス講座を周知したときには参加者が増えた。 平成23年度は「ピラティス講座」を開設する予定。 ・女性講座の目的は。 (回答)健康福祉課からのアプローチもあり、仲間づくりとして行っている。 ・参加者の反応、感想等はどのようなものか。 (回答)既存のグループには入りにくいという声がある。発展してグループに入ってもらい仲間づくりや連携を図ってもらおう。 拡充としてターゲットの変更を考えている。=男性講座(竹馬づくり、魚のさばき方など)
○北条文芸の発刊	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回、300部発刊。 町民、町内勤務者、出身者などを対象として短歌・川柳・俳句・随筆などの作品を募集し、小学生から高齢者まで幅広い世代の方からの応募がある。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・参加の幅を広げる方策の一例としてBlogやTwitterなども検討してみてはどうか。 ・幅広く多くの方に参加してもらえるような取り組みを期待する。 ・投稿者が固定されているのではないか。 (回答)年4回の発行。20年間継続して行っている。
○美術展及び公民館まつりの開催 ・美術展:11月3日(水)～15日(月) ・公民館まつり:1月30日(日)～2月6日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・美術展:11月3日(水)～15日(月) 町民等を対象に9部門において作品を募集し、約2週間の会期で作品を展示し、図録を作成する。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・美術展の状況はどうか。 (回答)出展数は107点と減っているが、質の高いいいものが集まっている。今後は、複数の出展を可能にするなど出展増の方策を考えている。 また、今回から美術展会場を従来の2階建ての中央公民館から、パリアフリーに対応、また、駐車場すぐそばの北条農村環境改善センター1階アロアで開催した。当日は車椅子で来場される方があった。 ・町民の質問の向上とあわせ、出展者の意欲を高める。 (回答)広報で広く周知している。宣伝効果があった。今後も引き続き行って行きたい。 ・過去の作品展の展示が歴史民俗資料館であった。ぜひ見に行きたいと思っている。 (回答)継続して実施している。状況もつくり出している。 参加者は、平成21年度573人、平成22年度593人で20名の増となっている。

平成22年度 北栄町教育委員会の事務に関する各委員による点検評価表

●外部委員による事業評価

(評価の観点)	①組織・単年	④予算措置	⑤ビジョンへの貢献度	(評価)
	②対象者、参加者			A = 目標を大幅に達成できた B = 目標をいくらか超えて達成できた C = 目標どおり達成できた
	③参加者の満足度			D = 目標を一部達成できなかった E = ほぼ全く達成できなかつた

事業名	実施概要	総合評価	各委員の意見等
・図書館活動の推進			
○図書館情報システムの活用	・図書館本館と北条分室、町内小・中学校の図書室とのネットワークの更なる充実を図り、資料の迅速な提供・サービスの向上に努め、利用増進を図る。	C	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、図書館利用は多くなると思う。 ・図書館の満足度を高めるためにも、個別宅配も今後増していくと思う。 ・電子図書の導入等も検討してみていただきたい。 ・図書館のマナーを向上させるような取り組みは他の市町村の図書館との連携をとりつつ行ってほしい。 ・図書館ホームページからのアクセス、利便性の効果が大きい。 ・県内町村レベルでは取り組みは早いほうか。 (回答)システムは最後だが、システムアクセス、ホームページ、宅配の取り組みを行っている。 ・2015年文部科学省では義務教育の電子教育化の考え方があり、今後、子どもたちへの読書環境の整備が必要となってくる。
○講座の実施	・昨年度からの継続事業「図書館土曜講座」の開催、その他催し物や講座等を随時行い、利用促進を図る。 実施講座「源氏物語を読む」「福本和夫を読む」	B	<p>(評価説明)「B」:取り組みを行うにあたり独自に研究を行っている。町内外からの来館者がおり非常に好評である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施に当たってよりいいものをということで独自に研究を行っている。 ・図書館でやるべきかということはあるが、好評である。今後は、他の町村図書館でも行われると考える。
○乳幼児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせ等を実施する	・生後7ヶ月の赤ちゃんを対象にブックスタート。赤ちゃん向けのお話を毎月2回実施	C	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの内容、状況はどうか。 (回答)今まで88組46人の参加。これは例年同じような人数である。 ・今後もぜひ継続していただき、絵本の好きな親子を増やしていってほしい。 ・継続であれば早く周知をすべきである。 ・参加親子の感想をPRとして活用してはどうか。 (回答)取り入れてみたい。

北栄町教育行政評価委員会設置要綱

平成21年10月28日
教育委員会訓令第4号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律16号）第27条の規定に基づき、北栄町における教育行政事務の管理執行状況について点検及び評価をするため、北栄町教育行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 北栄町教育行政事務の管理執行状況について、点検及び評価に関するここと。
- (2) その他必要と認める事項に関するここと。

(組 織)

第3条 委員会は、委員3名をもって組織する

- 2 委員は、学識経験のあるものから北栄町教育委員会が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会 長)

第5条 委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

(会 議)

第6条 委員会は、北栄町教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、北栄町教育委員会教育総務課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

資料 2

平成 22 年度

北栄町教育委員会の事務に関する内部評価報告書

北栄町教育委員会

はじめに

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行っているものであり、北栄町教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価したものである。

この教育委員会が行う内部点検及び評価は、平成20年度から行っており、今回で3年目となる。点検及び評価については、平成19年に制定した「北栄町教育ビジョン～子どもから高齢者まで 学びを通して夢を実現する～」における基本目標である「豊かな自然と優しい地域の中で、子どもがすくすくと育つ環境づくり」と「町民みんなが、人権を尊重して仲よく暮らし、楽しく学び、夢が実現できる環境づくり」に基づく6つの施策の柱のもとで実施された重点的な事業計画について点検・評価したものである。評価については、さらに細かく評価するため、3段階評価を見直し、本年度からは「A指標を大幅に達成」、「B指標をいくらか超えて達成」、「C指標どおり達成」、「D指標を一部達成できなかつた」、「E指標をほぼまったく達成できなかつた」の5段階で行った。

これらに基づき、実施した事業の成果等をもとに点検・評価を行ったが、ほとんどの事業計画は「C」と評価し、全体としては「指標どおり達成」できたと評価した。

なお、教育委員会が行った評価の過程において教育委員から出された意見や要望については、次年度の事業展開に活かして行くこととしたところである。

また、北栄町教育行政評価委員会に実施していただいた点検評価の結果も踏まえ、教育委員会の事務事業の見直しを継続的に行い、「北栄町教育ビジョン～子どもから高齢者まで 学びを通して夢を実現する～」の実現に向け、今後の事業に活かしていきたいと考えている。

北栄町教育委員会

基本目標	1 豊かな自然とやさしい地域の中で、子どもがすくすくつ環境づくり	施策の柱	ア 乳幼児が安全で、すくすく育つ家庭や地域
------	----------------------------------	------	-----------------------

<評価>

- A: 指標を大幅に達成 D: 指標を一部達成できなかった
 B: 指標をいくらか超えて達成 E: 指標をほぼまったく達成できなかった
 C: 指標どおり達成

2 施策を構成する重点事業

評価	C
----	---

1 施策の内容

- ・就学前教育の充実と支援のためのシステムづくりに努めるとともに、親と子どもがともに育つ学習機会を充実します。
- ・子どもの人権を尊重し、子どもの安心・安全を保障する取り組みを推進します。

・就学前教育の充実へのシステムづくり

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・半日保育士体験	就学前の子どもの発達特徴、基本的生活習慣の定着の様子等の理解と中学校での生徒理解や指導研究	<ul style="list-style-type: none"> ・【中学校教諭にとっての成果】 子どもの目線で話すことの大切さを再確認した。子ども達とコミュニケーションをとり、信頼関係を作ることの大切さを再確認した。子どもの気持ち、思いをしっかり言わせ、聞き取ろうという姿勢は、年齢に関係なく大切なことだと感じた。 ・【保育所・園にとっての成果】 毎日、子ども達を見ている保育士とは、違った視点でみていただけた。幼児期の自尊感情を育む取り組みを知っていたときよかったです。より保幼小中連携の大切さを感じた。保育園の時から子どもに大切なことを伝えていくことの必要性に気付いた。 	C
・同日公開参観日	保育や学習の取り組み内容、環境、子どもたちの様子の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・【保護者等の感想】 子どものしつけについて、親もしっかりしなければならないと思った。友達や先生に対する言葉遣いは家庭の中から直さなければならないと思う。聞く姿勢が身に付いていない。少々きつく怒ってほしい。 ・【学校にとって】 参観者の意見を生かし取り組みを考える機会になった。教育反省をする時、次年度の努力点を決める一つの参考資料として生かせる。 課題:保幼小中という縦の参観、保保・小小・中中という渡り歩き。 	C

・家庭教育の充実

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・子育て学習講座	保・幼・小・中学校保護者を対象にした「子育て」学習の実施	・参観日を利用しての学習会は、多くの保護者の参加があった。H22年度は身近な小学校長の講演も多く取り入れ好評であったが、次年度はテーマを絞った外部講師での学習内容も検討したい。	C
・青少年街頭補導事業	長期休業中の健全育成を図るため街頭補導の実施	・巡回を全体的に見て平穏であり、不審者も見かけず、非行少年や夜遊びしている少年にも合わなかつたが、補導日時、場所以外では、万引、喫煙等で補導された少年もいるとの報告も受けている。	C
・放課後子どもプラン	子どもほくえい塾、学童保育等放課後対策の運営協議会を開催	子どもたちが安心して体験・交流活動等に取り組める居場所を中心公民館と大栄分館として、地域の大人やボランティア指導者等が見守り、健全な青少年を育成するために生涯学習の成果を年間通して子どもたちに伝承する。	C

3 次年度以降の方針

・就学前教育の充実へのシステムづくり

・半日保育士体験	継続(3年計画の2年目なので、計画的な教職員の参加)
・同日公開参観日	継続(広く呼びかける工夫を)

教育委員会の意見・要望等

就学前教育の充実へのシステムづくり
 ・継続することが大事なことである。また、事業の成果を確認することを加えながら推進していくことも必要である。

家庭教育の充実

・発信するだけではなく、アンケートを実施するなど現状把握を行い、効果的な事業の推進をしていくことが必要である。
 (共通) 今後は、計画⇒実施⇒点検⇒改善のプロセスで実施すること。

・家庭教育の充実

・子育て学習講座	継続(幼稚園・保育所で実施)
・青少年街頭補導事業	継続(青少年育成北栄町民会議で実施)
・放課後子どもプラン	継続(子どもほくえい塾はNPO法人まちづくりネットに委託)

基本目標	1 豊かな自然とやさしい地域の中で、子どもがすくすく育つ環境づくり
------	-----------------------------------

施策の柱	イ 地域での活動、地域人材の活用で、町の自然や歴史、文化、人を学び、町に愛着を持つ子ども
------	--

<評価>

- A: 指標を大幅に達成 D: 指標を一部達成できなかった
- B: 指標をいくらか超えて達成 E: 指標をほぼまったく達成できなかった
- C: 指標どおり達成

2 施策を構成する重点事業

評価	C
----	---

1 施策の内容

美しい自然の中で、子どもがのびのびと活動したり、地域の中で大人と共に学んだりすることを通して、自然や地域の文化、人の素晴しさにふれあうことのできる環境づくりに努め、地域の教育力を高めます。

・地域文化とのふれあいを深める教育の推進

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・転入教職員の町内めぐり	町内の歴史、文化、自然を知り指導に役立てる	・教職員が北栄町に興味・関心を持つきっかけになっている。町内に出かける際に役立っている。児童生徒、保護者等と話したり親しくなるきっかけになっている。教職員が授業や活動等を考える際の参考になっている。(本年度は生活科・総合的な学習以外にも音楽科・数学科等で活用の教科も広がった。) 課題:授業・活動等への更なる活用。	C



・地域文化の鑑賞機会の提供

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・青少年劇場巡回講演	小・中学生に質の高い優れた芸術文化を鑑賞できる機会の提供	・小学生対象の生の演劇等を提供し、情操教育、文化啓発を行ったが、ほぼ全学年児童に合った演劇の選定であったように思う。(学校側からの評価が高かった。) ・中学生対象の芸術鑑賞は、弦楽を中心だったが、一緒に演奏したり、演奏者への質問コーナーなどがあり好評であった。	C
・民俗芸能伝承事業	町内の伝統的な民俗芸能を記録する。	・年々廃れ行く、地域の伝承芸能文化、祭礼の保存のため記録を行っているが、地域に埋もれた伝承芸能、祭礼の掘り起こし、保存活動の取り組みが必要と考えられる。(22年度は、由良だんじりを写真撮影)	C
・芸術文化活動	町民一般の方に質の高い優れた芸術文化の鑑賞機会の提供	・アザレアのまち音楽祭は、ボランティアの実行委員で運営し、町民の方が音楽芸術を鑑賞する機会を提供できた。(入場者145名) 23年度は、町独自の音楽祭(コーラス・フェスティバル)を実施する予定。	C
歴史民俗資料館での展示	本町に関係した芸術文化資料の展示、紹介を行う	・【企画展入館者数】 ◎リニューアル記念企画展～丹波の陶工生田和孝とその弟子5人展～ 4月4日～4月25日 :458人 ◎郷土の芸術家シリーズ～増田英一師弟展 繼承される増田イズム～ 4月29日～5月23日 :606人 ◎郷土の芸術家シリーズ～池田正漸挿絵と因伯昔語り～ 6月18日～7月25日 :579人 ◎夏休み企画～古代の遺物と生活展～ 7月29日～8月31日 :103人 ◎合併5周年記念企画～開国150年郷土その時～ 10月1日～24日 :181人 ◎鳥取県博物館移動美術館展 11月12日～27日 :196人 ◎合併5周年記念企画～北栄美術展受賞者展～12月22日～2月28日 :開催中 ◎生田和孝常設展示室来場者数 4月4日～12月18日まで :2,173人 ※展示室内でのコンサート・読み聞かせなど、単なる展示だけではなく付加価値をつけた企画展示が好評であった。	B

3 次年度以降の方針

・地域文化とのふれあいを深める教育の推進

・転入教職員の町内めぐり	継続(指導に役立てた事例を資料に載せる。)
--------------	-----------------------

教育委員会の意見・要望等

地域文化とのふれあいを深める教育の推進
・学校教育の中で、子どもたちと地域文化のふれあいを深める活動を積極的に取り入れ、継続して実施すること。

地域文化の鑑賞機会の提供
・子どもたちが休日を過ごす一つの選択肢として、歴史民俗資料館や公民館、図書館が活用出来ることを引き続きアピールすること。また、毎年度、事業の結果を踏まえ、事業の見直し改善を行うこと。

・地域文化の鑑賞機会の提供

・青少年劇場巡回公演	継続(町内小中学校での1校1公演を目指す。)
・民俗芸能伝承事業	継続(無形文化財の発掘に努め記録保存していく。)
・芸術文化活動	継続(文化団体または芸術活動家等と協働し、郷土の歴史・文化・芸術・音楽等啓発振興活動を図っていく。)
歴史民俗資料館での展示	継続(本町に関係の深い展示を中心に実施。)(本町ゆかりの作家等を中心に企画展を開催。) 生田和孝作品常設展示室のさらなる活用

基本目標	1 豊かな自然とやさしい地域の中で、子どもがすくすく育つ環境づくり	施策の柱	ウ 仲良く遊び、喜び、他人の気持ちを想いやる心根を持つ子ども
------	-----------------------------------	------	--------------------------------

＜評価＞

- A: 指標を大幅に達成
- D: 指標を一部達成できなかった
- B: 指標をいくらか超えて達成
- E: 指標をほぼまったく達成できなかった
- C: 指標どおり達成

2 施策を構成する重点事業

評価	C

1 施策の内容

- ・保・幼・小・中の連携のもと、異年齢間の交流や活動を通して、子どもの仲間作り育ちを支援し、学校での人権・同和教育を通して子どもが命の大切さを学びます。
- ・家庭や地域の中では、子どもの健全育成を推進する教育力の充実を図り、基本的な生き方を身につけさせるとともに、一人ひとりの存在を認め合いながら、自立する子どもの育成をめざします。

・保、幼、小、中の連携の充実

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・教員の人事交流、町学校教育研究協議会、小・中連携強化事業、レインボープランの推進、子どもの学び力アッププロジェクト	幼、保、小、中、高等学校との連携・交流に関する実践研究の推進と成果の波及を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の滑らかな接続を目指して、小学校及び中学校の学習指導や生活指導等それぞれのよさを互いに参考にすることことができた。 ・児童生徒が定期的に交流会を持つことで、小学生は中学生に対しての憧れを持ち、中学生は小学生から必要にされているという満足感などを実感できている。 ・高等学校の授業研究会に小中学校の教職員が参加し、指導法について研究した。 ・小・中学校において算数・数学を中心とした授業研究会を開き、授業改善を図った。 	C

・家庭教育の充実と青少年の健全育成

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・家庭の教育力アップ事業	家庭の教育力向上を図るために、研究協議、アンケート等の実施	家庭教育12ヶ条、630運動の啓発活動をおこなった。子どもを対象にした体験交流学習は、参加者が多かった。	C
・21世紀をつくる青少年の育成	地域に根ざした中学・高校生世代の地域活動リーダーの育成	・マラソン大会を始めとする様々なボランティアや子どもほくえい塾への協力、小学生との交流、クリスマスサンタなど活動内容は多岐に渡り、また充実している。	C

3 次年度以降の方針

・保、幼、小、中の連携の充実

・教員の人事交流、町学校教育研究協議会、小・中連携強化事業、レインボープランの推進、子どもの学び力アッププロジェクト	継続(生活態度や学習規律の問題を解決するためにも、さらに教職員の共通理解・共通実践を図る。)(それぞれの教育活動の目標の中で、相互の関係があるものを明確にし、横の連携を図る必要がある。)
--	---

・家庭教育の充実と青少年の健全育成

・家庭の教育力アップ事業	継続(アンケートを基に、家庭教育に関する座談会、意見交換会等を実施していく。)
・21世紀をつくる青少年の育成	継続(ボランティアサークル会員の勧誘に努める。)

教育委員会の意見・要望等

保、幼、小、中の連携の充実
・更に連携を深め、子どもの学び力アッププロジェクトなど教科指導等の研究をしていく必要がある。

家庭教育の充実と青少年の健全育成
・今まで行ってきた事業結果を踏まえ、事業計画を見直し、継続して異年齢間の交流や活動を地域の中で活発化する必要がある。

基本目標	1 豊かな自然とやさしい地域の中で、子どもがすくすく、育つ環境づくり	施策の柱	エ 子どもが意欲・待つべきいき学び、基礎・基本を身につける学校教育
------	------------------------------------	------	-----------------------------------

<評価>

- A: 指標を大幅に達成 D: 指標を一部達成できなかった
- B: 指標をいくらか超えて達成 E: 指標をほぼまったく達成できなかった
- C: 指標どおり達成

2 施策を構成する重点事業

評価	C
----	---

1 施策の内容

子どもの目が輝き、笑顔で学習や活動に取り組み、学ぶことの大切さや喜びを味わいながら基礎的・基本的な内容を身につけ、自ら学び・考え・行動する力を育成する学校教育を進めます。

・学校教育の充実

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・少人数学級の推進	小学校1・2年生、中学校1年生の少人数学級及びその他の学年の町基準(小学校33人、中学校35人学級)による学級の編成	少人数学級編制により、児童生徒に対して、一人一人の基礎学力の定着や主体的な学習の取り組みの充実を図るための学習指導、生活指導において日常的な細やかな指導の積み上げができた。	C
・特別支援教育補佐員、学校司書補佐員及びICT教育活動補佐員の配置	子どもや教職員が共に意欲を持って取り組むことができるよう積極的に支援を行う。	・日常の学習や生活において、児童生徒への個別の対応をしつつ、あわせて効率よく授業展開することが可能となり、年間指導計画に基づく一人ひとりの児童生徒の習得すべきことを身につけさせるための学習時間の確保ができつつある。また、図書室の運営やICT機器の活用も充実してきた。	C

・国際化に応じた教育の充実

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・英語指導助手の配置	中学校のみならず、小学校、幼稚園・保育所での国際理解教育の推進	・聞くこと・話すことを中心に子どもと関わり、対話を通して英語への興味・関心を深め、英語によるコミュニケーションの楽しさを体験させた。また、授業を通じて異文化に触れることで、国際理解に対する意識や関心を高め、国際感覚を育てることに貢献している。	C



3 次年度以降の方針

・学校教育の充実

・少人数学級の推進	継続(学習活動や内容によって、指導方法及び学習隊形(コの字、小グループ等)の改善や研究を促進させる)
・特別支援教育補佐員、学校司書補佐員及びICT教育活動補佐員の配置	継続(配慮の必要な児童生徒への適切な対応が必要である。また、学習に困り感のある児童生徒への学習支援も必要である。) (図書室の運営やICT機器の活用など補佐員の配置が不可欠である。)

・国際化に応じた教育の充実

・英語指導助手の配置	継続(小学校の新学習指導要領の中で、ALTの活用等を図ることも示められており、学年の拡充を含め継続が必要。)
------------	--

教育委員会の意見・要望等

学校教育の充実
・子どもたちの学びを支える人的配置は、引き続き実施する必要がある。
・指導法の工夫改善を行うとともに、学力の向上を継続して図ること。
国際化に応じた教育の充実
・地域の入材を活用した外国語活動などの推進を図ること。

基本目標	2 町民みんなが、人権を尊重して仲良く暮らせ、楽しく学び、実現できる環境づくり	施策の柱	オ 人権を尊重：機運が社会に根付き、豊かな人間性や社会性を身につけた人があふれる町											
<評価>		1 施策の内容												
A: 指標を大幅に達成 D: 指標を一部達成できなかった		「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」に基づき、人権・同和教育の取り組みを充実し、町民一人ひとりの基本的人権が尊重され、さまざまな活動や交流等をする中で人間性や社会性を磨き、幸せに暮らせる環境づくりに努めます。												
B: 指標をいくらか超えて達成 E: 指標をほぼまったく達成できなかった														
C: 指標どおり達成		評価	C											
2 施策を構成する重点事業	<p>・人権同和教育の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業計画</th> <th>指標</th> <th>事業の成果等</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人権教育講演会の開催</td> <td>人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため講演会を開催する</td> <td>参加者数313人。アンケート回収者のうち「講演内容には満足した。」が209人中189人(90.4%)だった。その他、「生き方を変革しようと思った。誰もが笑顔で生きられる世の中をつくるために頑張りたい。」という感想もあり。人権問題について学習する良い機会となった。 (課題) 講演会は、広く町民が気軽に学習できる機会だが、講師により評価が分かれるので、次年度もいろいろな希望を考慮して選定することが大切である。今後も多くの方に参加していただき、9月から始まる人権同和教育小地域懇談会等の各種学習会への積極的な参加を促していく。</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>・「人権同和小地域懇談会」「高齢者対象懇談会」、「事業所研修」の開催</td> <td>住民一人ひとりが差別の現実から学び、人権尊重の視点で身の回りを点検することで、すべての人が支え合い「安全」「安心」に暮らせる地域を築く一助とする。</td> <td>住民の学習ニーズ並びに自治会がかかえる人権課題に沿った学習テーマを設定することで、地域に根ざした懇談会を計画する主体的な取組みが行われるようになってきた。 推進側の意図をうまくすり合わせながら学習プログラムを作成することで、あらゆる人権問題に対する正しい理解を広げていく必要がある。</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>		事業計画	指標	事業の成果等	評価	・人権教育講演会の開催	人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため講演会を開催する	参加者数313人。アンケート回収者のうち「講演内容には満足した。」が209人中189人(90.4%)だった。その他、「生き方を変革しようと思った。誰もが笑顔で生きられる世の中をつくるために頑張りたい。」という感想もあり。人権問題について学習する良い機会となった。 (課題) 講演会は、広く町民が気軽に学習できる機会だが、講師により評価が分かれるので、次年度もいろいろな希望を考慮して選定することが大切である。今後も多くの方に参加していただき、9月から始まる人権同和教育小地域懇談会等の各種学習会への積極的な参加を促していく。	B	・「人権同和小地域懇談会」「高齢者対象懇談会」、「事業所研修」の開催	住民一人ひとりが差別の現実から学び、人権尊重の視点で身の回りを点検することで、すべての人が支え合い「安全」「安心」に暮らせる地域を築く一助とする。	住民の学習ニーズ並びに自治会がかかえる人権課題に沿った学習テーマを設定することで、地域に根ざした懇談会を計画する主体的な取組みが行われるようになってきた。 推進側の意図をうまくすり合わせながら学習プログラムを作成することで、あらゆる人権問題に対する正しい理解を広げていく必要がある。	C
事業計画	指標	事業の成果等	評価											
・人権教育講演会の開催	人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため講演会を開催する	参加者数313人。アンケート回収者のうち「講演内容には満足した。」が209人中189人(90.4%)だった。その他、「生き方を変革しようと思った。誰もが笑顔で生きられる世の中をつくるために頑張りたい。」という感想もあり。人権問題について学習する良い機会となった。 (課題) 講演会は、広く町民が気軽に学習できる機会だが、講師により評価が分かれるので、次年度もいろいろな希望を考慮して選定することが大切である。今後も多くの方に参加していただき、9月から始まる人権同和教育小地域懇談会等の各種学習会への積極的な参加を促していく。	B											
・「人権同和小地域懇談会」「高齢者対象懇談会」、「事業所研修」の開催	住民一人ひとりが差別の現実から学び、人権尊重の視点で身の回りを点検することで、すべての人が支え合い「安全」「安心」に暮らせる地域を築く一助とする。	住民の学習ニーズ並びに自治会がかかえる人権課題に沿った学習テーマを設定することで、地域に根ざした懇談会を計画する主体的な取組みが行われるようになってきた。 推進側の意図をうまくすり合わせながら学習プログラムを作成することで、あらゆる人権問題に対する正しい理解を広げていく必要がある。	C											
<p>・人権尊重町づくりの推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業計画</th> <th>指標</th> <th>事業の成果等</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・「人権の花運動」の実施</td> <td>花を育てることを通して、命の尊さを学び、豊かな心・思いやりの心を養う</td> <td>児童が相互に協力し合いながら花を育てることによって、生物の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を得た。 5月20日実施 大栄小学校・北条小学校</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>部落解放文化祭の実施</td> <td>地域住民の連携と人権意識の高揚をはかり、部落の完全開放を進める目的とする。</td> <td>一本化して2年目、同日に北条・大栄会場にて開催した。学習や文化活動の成果を発表し、多くの参加者があった。住民同士が交流を深めるなかで、人権意識の高揚を図ることができた。作品展示914点 参加者数965人</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>		事業計画	指標	事業の成果等	評価	・「人権の花運動」の実施	花を育てることを通して、命の尊さを学び、豊かな心・思いやりの心を養う	児童が相互に協力し合いながら花を育てることによって、生物の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を得た。 5月20日実施 大栄小学校・北条小学校	C	部落解放文化祭の実施	地域住民の連携と人権意識の高揚をはかり、部落の完全開放を進める目的とする。	一本化して2年目、同日に北条・大栄会場にて開催した。学習や文化活動の成果を発表し、多くの参加者があった。住民同士が交流を深めるなかで、人権意識の高揚を図ることができた。作品展示914点 参加者数965人	C	
事業計画	指標	事業の成果等	評価											
・「人権の花運動」の実施	花を育てることを通して、命の尊さを学び、豊かな心・思いやりの心を養う	児童が相互に協力し合いながら花を育てることによって、生物の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を得た。 5月20日実施 大栄小学校・北条小学校	C											
部落解放文化祭の実施	地域住民の連携と人権意識の高揚をはかり、部落の完全開放を進める目的とする。	一本化して2年目、同日に北条・大栄会場にて開催した。学習や文化活動の成果を発表し、多くの参加者があった。住民同士が交流を深めるなかで、人権意識の高揚を図ることができた。作品展示914点 参加者数965人	C											

3 次年度以降の方針

・人権同和教育の推進

・人権教育講演会の開催	継続(部落解放月間行事として、同和問題をはじめとした人権問題に対する正しい理解と認識を深める)
・「人権同和小地域懇談会」「高齢者対象懇談会」、「事業所研修」の開催	継続(町内全自治会や高齢者、事業所を対象に幅広い単位での人権学習の場を提供する)

教育委員会の意見・要望等

人権同和教育の推進

- ・人権教育に関する啓発活動は継続する必要がある。
- ・自治会、事業所などの単位で人権同和問題を自分の課題として捉えられるメニューの提供を推進すること。

・人権尊重町づくりの推進

・「人権の花運動」の実施	継続(次年度は北条・大栄小学校を対象に実施)
部落解放文化祭の実施	継続(実行委員会を立ち上げ、日程・運営等について話し合いを行う。)

基本目標	2 町民みんなが、人権を尊重して仲良く暮らし、楽しく学び、夢を実現できる環境づくり	施策の柱	力 学習やスポーツ	積極的に参加し、文化や芸術に親しみ、心身ともに健康で、自らの夢を実現させる人があふれる町
------	---	------	-----------	--

<評価>

- A: 指標を大幅に達成 D: 指標を一部達成できなかった
 B: 指標をいくらか超えて達成 E: 指標をほぼまったく達成できなかった
 C: 指標どおり達成

2 施策を構成する重点事業

評価	C
----	---

1 施策の内容

- ・生涯学習の推進体制を充実し、スポーツクラブや文化活動をする団体等の育成を図り、町民が生涯を通して楽しく学べ、スポーツや文化に親しむことができる環境づくりを推進します。また、町民一人一人が自らの健康管理をするため、食育や体力づくりを進めます。
- ・自らの夢を実現しようとする人を支援し、町民が嬉々として暮らせる安心・安全な町をめざします。

・公民館活動の推進

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・公民館講座の開催	生涯学習の場となるための世代別講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアクラブ 学習意欲旺盛なシニアクラブのニーズに応えるため、多種にわたって学習メニューを用意した。また、活動の中で仲間づくりや社会参加に役立った。会員数163人。 総合学習8回、コース別学習10回、交流学習：開講式、グラウンドゴルフ交流会、野外研修、閉講式。 ・女性講座 40歳前後から60歳代までの女性を対象とし、年代特有の課題解決に向けた学習意欲の向上を目的として実施した。5回開催、会員数22人。 	C
・北栄文芸の発刊	幅広い年齢層に応じて文芸に親しみ文芸の芽を育てる場として作品を募集し年4回文芸誌を発刊する	<p>第18号(4月)、第19号(7月)、第20号(10月)、第21号(1月)発刊済。</p> <p>7月17日、投稿者の集い開催。投稿者、編集委員等20人が参加し、北栄文芸に対する思いやそれぞれの創作活動について懇談。</p>	C
12 ・美術展及び公民館祭りの開催	文化活動者の拡大と町民の文化意識を高めるために発表と鑑賞の機会を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・美術展(11月3日～15日)：出展数107点 ①美術展賞6点、奨励賞7点。来場者593人。 ・公民館まつり(1月29日～2月6日) ①作品展 出品数281点 来場者667人 ②芸能発表会 出演者51組 来場者715人 <p>※今年度から、作品展示会場を北条農村環境改善センターに変更した。段差がないこと、1ヶ所で全部見られるなど好評な部分もあったが、大栄地区からの来場者が少ないので今後の課題である。</p>	C

・図書館活動の推進

事業計画	指標	事業の成果等	評価
・図書館情報システムの活用	分室・小中4校にシステムを導入、横断検索にも参加し広く活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・横断検索を利用した県・市町立図書館との相互貸借により、多くの資料を利用者に提供できた。 ・平成22年度1月末現在 Web検索4,951件 予約475件・携帯電話検索 131件、予約件数 33件 貸出冊数(分室、雑誌・AV資料含む)79,196冊 	C
・乳幼児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせ等を実施する	生後7ヶ月の赤ちゃんを対象にブックスタート。赤ちゃん向けのお話会を毎月2回実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児検診(7ヶ月)時に、乳児と保護者に対してブックスタート事業を行った。読みきかせの重要性を説明し、実際絵本の読みきかせを行った。※平成22年度 97組(1月末現在) ・赤ちゃん向けのお話し会 毎月2回実施 <p>※ブックスタート事業により保護者が図書館へ足を運ぶきっかけとなり、赤ちゃん向けのおはなし会にも参加され、保護者同士が育児などの情報交換の場になっている。5歳児検診時の読みきかせも行つた。</p>	C

3 次年度以降の方針

・公民館活動の推進

・公民館講座の開催	継続(届ける講座など新たな講座・教室を模索し行う。)
・北栄文芸の発刊	継続(年4回発行。さらなる投稿者増のための啓発を行う。また、川柳などわかりやすく取り組みやすい内容を検討する。)
・美術展及び公民館祭りの開催	継続(広報・宣伝を重点的に行い、さらなる出展者・鑑賞者の増を図る。)

・図書館活動の推進

・図書館情報システムの活用	継続(図書館システムを活用して、レファレンス業務に力を入れる。)
・乳幼児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせ等を実施する	継続(読み聞かせボランティアの養成をする。)

教育委員会の意見・要望等

公民館活動の推進
・他の事業と連携した公民館講座の充実策を図る必要がある。
・取り組み講座を更に発展する取り組みが必要である。
・若い層が集まる公民館活動を模索すべき。
・中央公民館と分館がそれぞれ役割分担しながら、事業を推進する。
・自治公民館の要望にこたえる取り組みを進めていくことが必要である。

資料 3

平成 22 年度

北栄町教育委員会委員の活動状況報告

- ・教育委員会の会議
- ・教育委員会委員の活動

北栄町教育委員会

教育委員会委員の活動状況等

○教育委員会の会議

日 時	場 所	議 案 名	審議結果	報告・協議等の内容
第1回定例会 22年1月26日(火) 午後1時00分	大栄庁舎 第1会議室	○要保護・準要保護児童生徒の認定について	1件認定 1件不認定	主な事業の査定状況について報告。 ○22年度当初予算について ○平成22年度全国学力 学習状況調査について 22年度の抽出には、北栄町は選ばれなかった。 今年度実施を希望するのか協議を行った。 結果、鳥取県から実施費用の補助金が充てられる ことを受けて、実施することに決定する。 今後、検証を行い、子どもの学び力アップ推進事業 につなげる。 この調査も22年度から抽出となる。
第2回定例会 22年2月23日(火) 午後1時30分	大栄庁舎 第1会議室	○校区外就学について ○校区外就学について ○北栄町社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について ○北栄町招致外國青年就業規則の一部を改正する規則 ○平成22年度教育委員会関係一般会計予算について ○給食費1食単価について	承認 承認 承認 承認 承認 承認	○学校給食センター改修 事業について ○幼保一元化施設について ○3月北栄町議会定例会の議案提出案件について 給食センター改修にかかる今後のスケジュール について、説明・報告。 現在の状況について、報告。 各事務局担当課長より3月町議会定例に 提出する条例改正案について説明。
第3回臨時会 22年3月16日(火) 午後4時20分	大栄庁舎 第1会議室	○平成21年度末教職員人事異動内申について ○教育委員会の事務及び執行状況等に関する報告書について	承認 承認	
第4回定例会 22年3月23日(火) 午後4時00分	大栄庁舎 第1会議室	○教育委員会事務局職員の人事(出向)について ○教育委員会事務局職員の任命について ○北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定 について ○北栄町同和対策に係る幼稚園保育料の減免措置要綱の廃止について ○区域外就学について ○区域外就学について	承認 承認 承認 承認 承認 承認	○教育委員会の事務及 び執行状況等に関する 報告書の提出について ○北栄町定例議会(3 月)一般質問について ○第2回「子どもの豊か な育ちと学びを支援する 連絡会」の報告について ○平成21年度幼稚園 評価保護者の結果報告 平成21年度外部・内部評価の結果を報告・説明。 一般質問の要旨とその回答について報告・説明。 次年度の子どもたちの概要と取り組みについて説明。 平成21年度幼稚園事業評価の保護者への報告。
第5回定例会 22年4月28日(水) 午後1時30分	大栄庁舎 第1会議室	○小・中学校主任等の任命について ○幼稚園医・小・中学校医の委嘱について ○学校評議員の委嘱について ○北栄町教育行政評価委員の委嘱について ○北栄町文化財保護委員の委嘱について ○北栄町スポーツ振興審議会委員の委嘱について ○北栄町図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について ○区域外就学について ○区域外就学について	承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認	○各課の事務分担につ いて ○新型インフルエンザ対策 会議の構成について ○平成22年度外国语指導 助手の勤務日程について ○議会陳情案件について ○平成22年度幼稚園・小・ 中学校行事について ○北栄町教育行政評価委 員会の今後のスケジュー ルについて 各課の事務分担について説明。 新型インフルエンザ対策本部構成員とその連絡先を決定 平成22年度の勤務日程等を報告。 議会から陳情の送付 平成22年度実施行事の報告。 平成22年度における教育委員会点検・評価の実施に係るス ケジュールを説明。

日 時	場 所	議 案 名	審議結果	報告・協議等の内容
第6回定例会 22年5月26日(水) 午後1時30分	大栄庁舎 第1会議室	○北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について	承認	○北栄町環境審議会委員の推薦について ○平成22年度北栄町教育委員会計画訪問について ○保育所(園)・幼稚園・小・中学校同日公開参観日について 河本恒夫職務代理を推薦することに決定。 平成22年度学校計画訪問日程、内容等を説明。 平成22年度参観日期日を報告。
第7回定例会 22年6月22日(火) 午後1時30分	大栄庁舎 第1会議室	○要保護及び準要保護児童生徒の認定について ○北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について	認定43件 不認定6件 承認	○第4回北栄町議会定例会について ○給食センター統合に係る大栄学校給食センターでの調理開始について ○幼保一元化の方向性について ○北条中「がい児」発言の対応について 一般質問の要旨とその回答について報告・説明。 中学校新学習指導要領に伴う武道の選択について報告。 給食センター統合に伴う大栄給食センターにおける調理を開始し、調理や調理員の状況、幼稚園等の体勢について報告、説明。 今まで話し合われた経過、幼保一元化施設のあり方、北条・大栄地区の方向性等を説明。 北条中学校においてあった「がい児」発言の事案発生経過とその対応についての報告。
第8回定例会 22年7月27日(火) 午後1時30分	大栄庁舎 第4会議室	○要保護児童生徒の認定について ○準要保護児童生徒の認定替えについて ○北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について ○通学路の変更について ○教育委員会事務局職員の人事について	認定1件 認定1件 承認 条件付承認 承認	○平成21年度教育委員会関係の決算に添付する主要なる成果につ ○平成22年度前期北栄町立幼稚園・小・中学校同日公開参観日のまとめについて ○生徒派遣に係る補助制度について ○小学校教科用図書採択事業計画について 平成21年度決算の主な事業結果を報告。
第9回定例会 22年8月23日(月) 午後1時30分	北条小学校 特別活動室	○北栄町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○平成23年度に使用する小学校教科用図書の採択について ○校区外就学について	承認 承認 承認	○生徒派遣に係る補助制度について 現行制度の内容を確認し今後継続的に審議することとする。
第10回定例会 22年9月28日(火) 午前10時00分	北条小学校 特別活動室	○北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ○要保護児童生徒の認定替えについて ○区域外就学について ○区域外就学について	承認 認定1件 承認 承認	○第5回北栄町議会定例会について ○教育委員会事務局職員(臨時の任用)の人事について ○「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」(案)について ○平成22年度教職員半日保育士体験のまとめについて ○平成22年度第1回「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」の報告について 一般質問の要旨とその回答について報告・説明。 臨時の任用職員の10/1付任期更新に伴う辞令発令。 国において検討されている少人数学級導入及び教員採用計画の概要を説明。 本町教職員の研修の一環とし、子どもの原点に戻ること、視野を広げることを目的に実施。アンケート結果を報告。 今年度における子どもたちの状況と今後の対応について関係機関との協議結果を報告。
第11回定例会 22年10月26日(火) 午後1時30分	大栄庁舎 第2・3会議室			○生徒派遣に係る補助制度について ○準要保護児童生徒就学援助制度について ○教職員の交通事故について 議会一般質問答弁に基づき次の件について検討。 ・「学校教育」「社会体育」事業の選別。JOCは後者。 ・「宿泊費」上限7,000円見直し。大会宿泊要項によることとし、上限は職員旅費条例単価を上限とする。 ・「県内大会の宿泊」見直し。開催時間により判断する。 議会一般質問答弁に基づき次の件について検討。 ・認定基準の見直し。⇒基準緩和見直し。 ・援助費目の見直し。⇒「PTA会費」の追加。 処分内容について審議。

日 時	場 所	議 案 名	審議結果	報告・協議等の内容
第12回臨時会 22年11月9日(火) 午後6時30分	大栄庁舎 第1会議室	○北栄町教育委員会委員長の選挙について ⇒吉田委員長(再任) ○北栄町教育委員会委員長職務代理の指定について ⇒河本職務代理(再任)	選挙 指名決定	
第13回定例会 22年11月30日(火) 午後1時30分	大栄庁舎 第1会議室	○北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について	承認	<p>○音田哲夫氏からの教育振興寄付について ○準要保護児童生徒就学援助制度について ○第8回北栄町議会定例会の日程について ○平成22年度「北栄町指導に役立つ町内めぐり」アンケート結果について ○平成22年度後期北栄町立幼稚園・小・中学校同日公開参観日のまとめについて ○各学校PTA等各種団体からの陳情及び要望について</p> <p>音田さんからの寄付金1,000万円の用途について検討。 音田さんの意志をくみ「高校入学への給付」とした。 前回協議後、町長協議したが、追加する「援助費目」が町長の思いとは相違していた。再度、町長の考え方を整理し、協議する。 12月定例会の日程を報告、確認。</p> <p>4月の「町内めぐり」、「着任式」とは切り離し実施。 学校運営・業務になれた時期に実施。</p> <p>アンケート内容を報告。 今後も継続して実施する。</p> <p>要望等の内容を報告。今後、現地確認を行い対応する。</p>
第14回臨時会 22年12月17日(金) 午後3時30分	大栄農村 環境改善 センター 会議室	○北栄町教育委員会教育長の選任について ⇒岩垣教育長	指名推薦	
第15回定例会 22年12月22日(水) 午後2時30分	大栄庁舎 第1会議室	○準要保護児童生徒の認定について ○校区外就学について	認定1件 承認	<p>○準要保護児童生徒就学援助制度について ○第8回北栄町議会定例会一般質問について ○行政事務からの暴力団等の排除に関する合意書(案)について</p> <p>町長協議を踏まえ、「援助費目」の追加について、再度協議を行い、最終的に国制度の要保護児童生徒補助金を参考に、「学級費」、「学習支援費」を追加することとした。 一般質問の要旨とその回答について報告・説明。 町長ほか本町行政委員会と警察とが合意書を締結し、もつて暴力団等の排除について連携する旨説明。</p>

日 時	場 所	議 案 名	審議結果	報告・協議等の内容
第1回 23年1月21日(金) 午後1時30分	大栄庁舎 第1会議室	○区域外就学について	承認	○平成23年度地域活性化交付金事業について ○平成23年度教育委員会関係予算要求の概要について ○平成23年度全国学力学習状況調査について 扇風機の設置等教育環境施設整備及び学力向上に資する「教育シンポジウム」、「スマースクール」、「光アドバイザーナビゲーション事業」の実施について説明。 平成23年度教育委員会関係予算要求の概要について説明し、意見を伺う。
第2回 23年2月24日(木) 午後1時30分	大栄農村 環境改善 センター 会議室	○北栄町中央公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ○校区外就学について ○校区外就学について ○校区外就学について ○要保護児童生徒の認定について	承認 承認 承認 承認 認定1件	○平成23年度主要事業予算概要について ○教育委員会事務局職員(臨時的任用)の任命について ○児童生徒表彰の内申について ○第3回北栄町議会定例会の日程について 平成23年度教育委員会関係主要事業を議会に説明した旨報告。 給食センター事務補佐員の3/1付任期更新(1ヶ月)に伴う辞令発令。 平成22年度表彰者を学校から推薦いただき、審査をもらう。今後は、町長へ内申する。 3月定例会の日程を報告、確認。

○教育委員会委員の活動

	H22・1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1日							
2日				教職員宣誓式			
3日	北栄町成人式						
4日				歴史民俗資料館オープン			すいか・長いも健康マラソン大会
5日		鳥取県教育研究大会		入園式(北条幼稚園)			
6日							児童水泳大会
7日		公民館芸能発表会				保幼小中同日公開参観日	
8日				入学式(北条小中・大栄小中)			
9日			卒業式(北条中・大栄中)				市町村教育委員会研究協議会総会
10日					同推協理事会(長)		
11日			北条小学校竣工式				
12日						学習発表会(北条小)	あいさつ運動
13日							
14日							
15日							
16日			第3回教育委員会臨時会			計画訪問(大栄小・中)	
17日							
18日							
19日			卒業式(北条小・大栄小)				
20日							
21日						計画訪問(北条中)	
22日						第7回教育委員会定例会 計画訪問(北条小) 町民会議総会	人権講演会
23日		第2回教育委員会定例会	第4回教育委員会定例会	北条小P・大栄小P・北条幼P総会			
24日			卒園式(北条幼稚園)			東伯郡教育委員連絡協議会総会	
25日							東伯郡民体育大会
26日	第1回教育委員会定例会				第6回教育委員会定例会 (財)竹歳敏夫奖学英会理事		
27日					同推協総会(長)		第8回教育委員会定例会
28日				第5回教育委員会定例会 北条中P・大栄中P総会			
29日							
30日			(財)竹歳敏夫奖学英会理事会				
31日							

	8月	9月	10月	11月	12月	H23・1月	2月
1日	イカダレース大会		北栄町合併5周年記念式典				
2日				学習発表会(北条小)		北栄町成人式	
3日				町美術展表彰式			
4日	教育懇話会	運動会(大栄中)					
5日		運動会(北条中)			北条砂丘クロスカントリー		
6日				文化祭(北条中・大栄中)			公民館祭
7日				文化祭(北条中・大栄中)			
8日			学習発表会(大栄小)				
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日					第14回教育委員会臨時会		
18日			(財)竹歳敏夫奨学育英会 理事・評議員合同会		幼稚園発表会		幼稚園作品展
19日				計画訪問(北条幼・大栄小) 第12回教育委員会臨時会			
20日							
21日						第1回教育委員会定例会	スポーツ表彰式
22日			同日公開参観日	計画訪問(北条中・大栄小)	第15回教育委員会定例会		
23日	第9回教育委員会定例会						
24日		中部中学駅伝					第2回教育委員会定例会
25日							
26日			第11回教育委員会定例会 計画訪問(大栄中)				
27日	市町村教育委員研修会	あいさつ運動					
28日							
29日		第10回教育委員会定例会					
30日		中部中学駅伝		第13回教育委員会定例会			
31日							

5 報告
(4)平成23年度教育委員会事務局臨時職員の配置について

資料4

発令 23.4.1

所 属	課名及び勤務場所	氏 名
学校(スクールバス)	スクールバス運転手	助谷 誠
"	スクールバス運転手	山崎 広秋
"	スクールバス添乗員	竹歳 弘子
"	スクールバス添乗員	福光 美穂
北条幼稚園	幼稚園園長	森田 清子
"	幼稚園教諭補佐員	野嶋真寿美
"	幼稚園教諭補佐員(緊急雇用)	中口 未菜
"	幼稚園教諭補佐員(緊急雇用)	磯江由起子
北条小学校	学校主事補佐員	嶋田 陽子
"	学校司書補佐員	筏津 優子
"	特別支援教育補佐員	下吉 素子
"	特別支援教育補佐員(緊急雇用)	田村まどか
"	ICT教育活動支援員(緊急雇用)	前田 美絵
大栄小学校	学校主事補佐員	瀬尾 智美
"	学校司書補佐員	吉村由佳理
"	特別支援教育補佐員	妻由 愛
"	特別支援教育補佐員(緊急雇用)	松本 富江
"	ICT教育活動支援員(緊急雇用)	丸 珠美
北条中学校	学校主事補佐員	宮前 康美
"	学校司書補佐員	福光 順子
"	特別支援教育補佐員	村上 英史
"	特別支援教育補佐員(緊急雇用)	横山知恵美
"	学習支援補佐員	福本 勝之
"	心の教育相談員	小原 孝夫
"	英語指導助手	クリストファー・J・ハリス
"	ICT教育活動支援員(緊急雇用)	宮木 優子
大栄中学校	学校主事補佐員	野田 有里
"	学校司書補佐員	高田 理差
"	特別支援教育補佐員	山本由紀美
"	特別支援教育補佐員(緊急雇用)	川田絵梨子
"	心の教育相談員	川本 美保
"	英語指導助手	チエリー・パメラ・ビクトリア
"	ICT教育活動支援員(緊急雇用)	妻波 恵
北栄給食センター	事務補佐員	松田 忍
"	給食センター調理員補佐員	塩田三江美
"	給食センター調理員補佐員	新木満理子
"	給食センター調理員補佐員	瀬尾 恵子
"	給食センター調理員補佐員	中山 直美
"	給食センター調理員補佐員	近藤 晴美
"	給食センター調理員補佐員	田代 まどか
"	給食センター調理補佐員	渡辺 理沙
"	給食センター調理補佐員	山下 珠美
"	給食センター調理補佐員	石田 真
"	給食センター調理補佐員	飯田 直美
生涯学習課	人権教育推進員	堀江 純子
"	事務補佐員	浜本 有子
"	事務補佐員	濱田祐香里
中央公民館	事務補佐員	松本 優佑
北条歴史民俗資料館	資料館事務補佐員	原田 あかり
図書館	館長	山崎 盈二
"	図書館事務補佐員	三谷 太祐
"	図書館司書補佐員	田中 ひとみ
"	図書館司書補佐員	小谷 優衣
図書館北条分室	図書館司書補佐員	藤井 明美
北条文化会館	館長	西村 康子
"	事務補佐員	山崎 三峰子
大野児童館	館長	西村 康子
"	児童厚生員	宮前 直美
"	児童厚生員	田中 清美
大栄文化センター	館長	中江 人美
"	生活相談員	伊藤 陽子
"	児童厚生員	徳田 美鈴
"	児童厚生員	内田恵里子

不登校の児童生徒数

(30日以上欠席した児童生徒で、「不登校」を理由とする者)

	北条小学校	大栄小学校	北条中学校	大栄中学校
平成18年度	4	0	3	8
平成19年度	3	0	8	6
平成20年度	3	1	9	6
平成21年度	4	1	5	4
平成22年度	2	0	4	3

※平成22年度は1月現在の数